

第 5 次

宮崎県障がい者計画 (素 案)



表紙絵案

令和 6 年 3 月

宮 崎 県

[「障害」の表記について]

以下に掲げる場合を除き、「障害」は「障がい」と平仮名交じりの表記としています。

- ・ 法令、条例等の名称及びそれらの中で用いられている特定のものを指す用語
(例：障害者基本法、身体障害者手帳 など)
- ・ 組織、関係団体、関係施設の名称
(例：身体障害者相談センター など)
- ・ その他平仮名交じりの表記が適当でないと判断した場合

[表紙] 不死鳥（フェニックス）

宮崎県では、「第35回国民文化祭・みやざき2020、第20回全国障害者芸術・文化祭みやざき大会」を令和3年7月3日から10月17日までの107日間にわたり開催しました。

全国障害者芸術・文化祭、略して「芸文祭」におきましては、「復興五輪」との位置付けもある2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会と同年の開催であることを記念して、アートの中で被災地を支援することを目的に、全国連携事業として、全国から応募いただいた約1万2千点の羽根のぬりえの中から選んだ作品のデータをスキャンして組み合わせ、羽根の翼をデザインし、障がい者アーティストのお二人が描いてくださった瞳とハートとともに赤と青を基調とした不死鳥（フェニックス）デザイン2体を制作、宮崎県立美術館及び宮城県気仙沼市「まち・ひと・しごと交流プラザ」のガラス面やアミュプラザみやざき「うみ館」屋上の壁面に大きなウォールアートとして掲示しました。

「芸文祭」のレガシーとして、障がい者施策の推進に取り組む本計画の表紙デザインに選定しています。

ご あ い さ つ

挨拶文掲載予定

令和 年 月

宮崎県知事

◎ はじめに	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の対象	2
3 計画の位置付け	2
4 計画の期間	2
第1章 総論	
1 障がい者の現状	3
2 基本理念等	7
3 推進体制	11
4 施策の体系	15
第2章 各論	
第1節 啓発・広報	
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	16
2 啓発・広報活動の推進	19
第2節 生活支援	
1 地域における相談支援及び意思決定支援の充実	20
2 在宅サービス等の充実	23
3 スポーツ、文化芸術活動の振興	30
4 福祉用具の普及促進と利用支援等	34
第3節 教育・育成	
1 障がい児支援・育成施策の充実	35
2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築	41
3 教育指導の充実	47
4 教育環境の整備	49

第4節 保健・医療	
1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進	51
2 医療サービスの充実	53
3 精神保健対策の推進	56
4 難病患者等への施策の推進	60
5 福祉・保健・介護・医療の連携	62
第5節 雇用・就業、経済的自立の支援	
1 一般就労支援施策の充実	64
2 一般就労が困難な障がい者への就労支援	68
3 経済的自立の支援	69
第6節 情報・コミュニケーション	
1 意思疎通支援の充実	70
2 情報取得・利用のしやすさの推進	72
3 情報提供の充実	74
第7節 生活・環境	
1 人にやさしい福祉のまちづくり	75
2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上	81
3 防災・防犯対策等の充実	82
第8節 福祉を支える人づくり	
1 専門職種の養成・確保	86
2 NPO・ボランティア活動の推進	88
第9節 行政サービス等における配慮	
1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	90
2 選挙等における配慮等	91
3 司法手続等における配慮等	92
[別表]第5次宮崎県障がい者計画に係る成果目標	93

(参考資料)

◎ はじめに

1 計画策定の趣旨

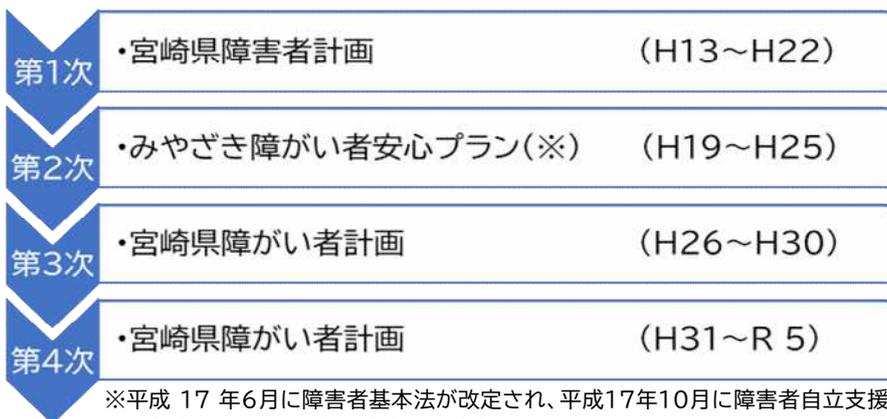
本県においては、障がい者施策の基本計画として「第4次宮崎県障がい者計画」(平成31年3月)を策定し、障がいのある人が安全で安心して心ゆたかに暮らせる社会を目指し、ノーマライゼーションの理念の下、各種施策を推進してまいりました。

この間、障がい者施策の分野では、令和3年5月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます。）が改正され、事業者に対し合理的配慮の提供を義務付けるなど障がいを理由とする差別を解消するための支援措置が強化（令和6年4月1日施行）、同年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「医療的ケア児支援法」といいます。）が施行され、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」（以下「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」といいます。）が制定されるなど、各種の国内法の整備が行われ、また、生活面では、令和2年以降の新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、地域の交流・見守りの場や支援の機会の喪失など様々な影響を受けるなど、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化してきました。

さらに、令和4年8月には、「障害者の権利に関する条約」の締約国として、国際連合ジュネーブ本部にて、「障害者の権利に関する委員会」による対日審査が実施され、同年9月には同委員会の見解及び勧告を含めた総括所見が採択・公表されました。

本県では、こうした社会情勢の変化に的確に対応するとともに、「宮崎県障がい者計画」が令和5年度末をもって計画期間の終了を迎えることを踏まえ、本県における障がい者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を改定するものです。

◇ 宮崎県障がい者計画の経緯



※平成17年6月に障害者基本法が改定され、平成17年10月に障害者自立支援法が制定されたため、期間途中での策定。

2 計画の対象

この計画の対象とする「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条第1号の規定に基づき、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者のみではなく、発達障がい、高次脳機能障がい、難病など心身の機能の障がいがある方であって日常生活や社会生活で継続して相当な制限を受けている全ての人を対象としています。

障害者基本法第2条

一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

3 計画の位置付け

- (1) この計画は、障害者基本法第11条第2項の規定に基づき策定する都道府県障害者計画であり、本県における障がいのある人のための施策に関する基本的な計画とします。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第9条第1項の規定に基づき、都道府県障害者計画の策定や変更にあたっては同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。
- (2) 「宮崎県総合計画2023」の部門別計画の一つとして、障がいのある人のための施策を推進する計画を策定します。また、難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針に基づく「難聴児の早期発見・早期療養を総合的に推進するための計画」として位置付けます。
- (3) 市町村が障がい者施策を推進する上での基本的方向を示すとともに、障がい者を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画とします。

4 計画の期間

この計画の期間は、障がい福祉制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ、令和6（2024）年4月から令和11（2029）年3月までの5年間とします。

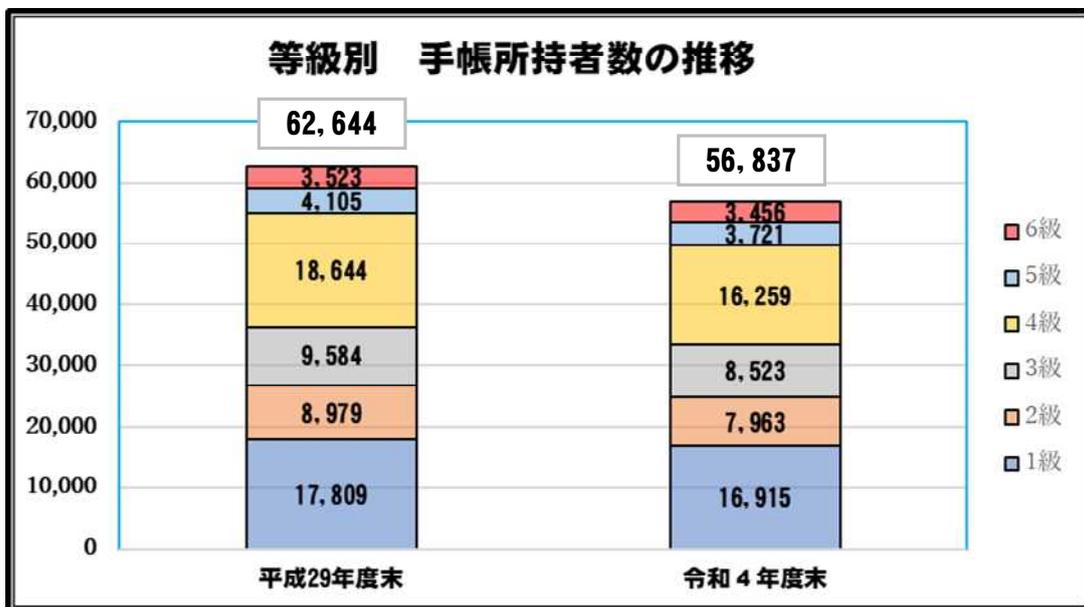
第1章 総論

1 障がい者の現状

(1) 身体障がい者

本県における身体障害者手帳交付者数は、令和4年度末現在で56,837人です。これを人口千人当たりの人数で見ると、54.5人となります。

また、前回計画策定時点（平成29年度末62,644人）と比較して9.3%減となっています。



身体障がい者を等級別で見ると、令和4年度末現在で、重度の身体障がい者（1級・2級）が43.8%となっています。

重度の身体障がい者は、前回計画策定時点（平成29年度末42.8%）と比較して1.0%増となっています。

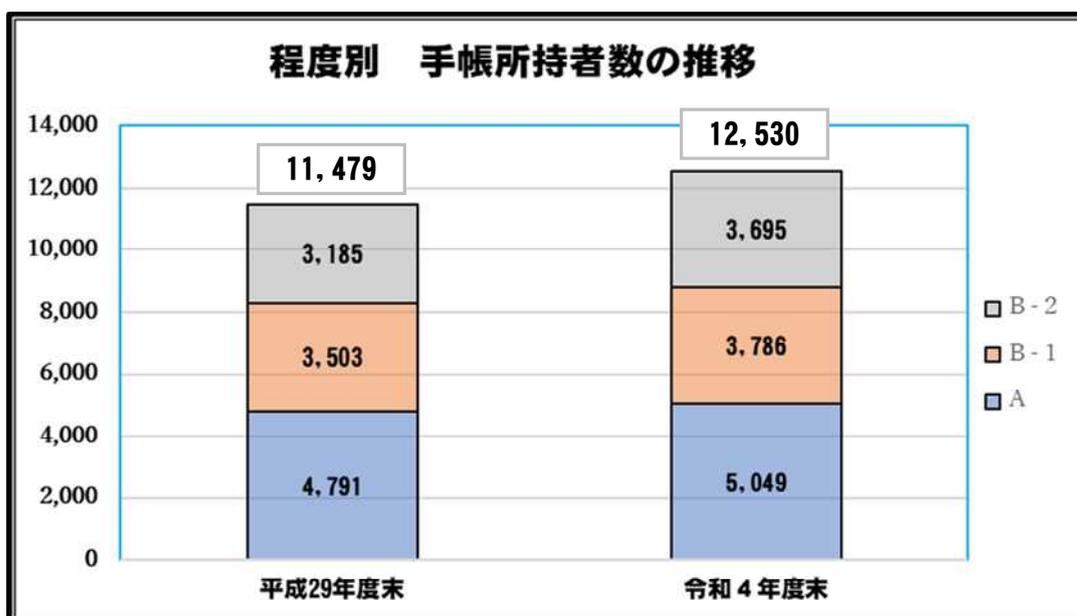
年齢別で見ると、令和4年度末現在で、18歳未満が1.6%、18歳以上65歳未満が21.5%、65歳以上が76.9%となっており、障がいのある高齢者の割合が大きくなっています。

主たる障がい種別で見ると、令和4年度末現在で、肢体不自由が50.3%、内部障がいが33.5%、聴覚・平衡機能障がいが8.9%、視覚障がいが6.1%、音声・言語・そしゃく機能障がいが1.2%の順となっています。

(2) 知的障がい者

本県における療育手帳交付者数は、令和4年度末現在で12,530人です。これを人口千人当たりの人数で見ると、12.0人となります。

また、前回計画策定時点（平成29年度末11,479人）と比較して9.2%増となっています。



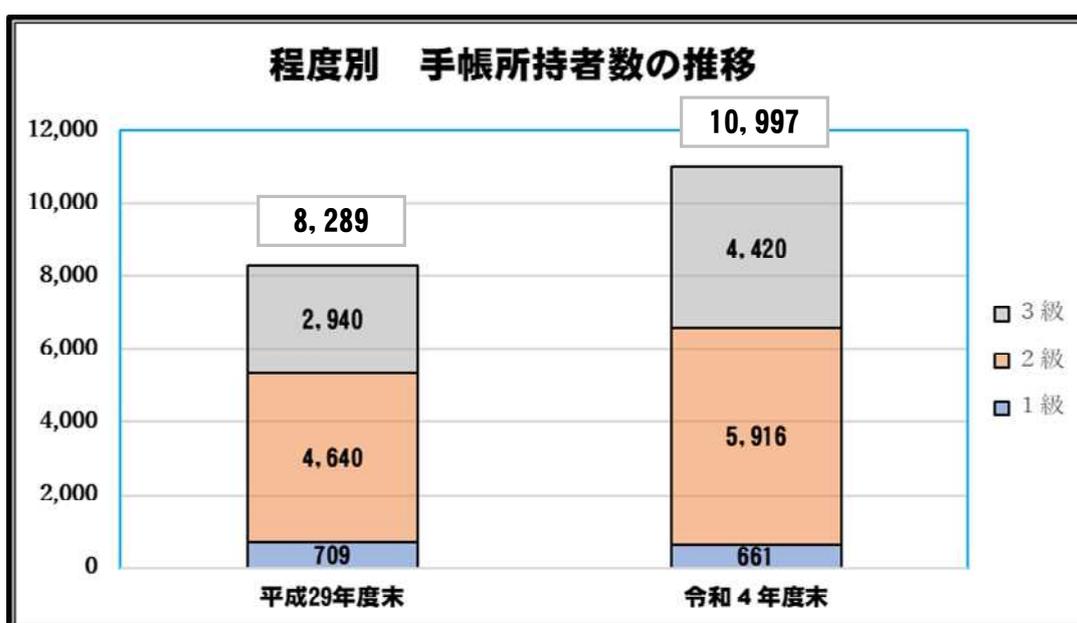
知的障がい者を程度別で見ると、令和4年度末現在で、重度の知的障がい者（A）が40.3%となっており、約4割を占めています。

また、前回計画策定時点（平成29年度末41.7%）と比較して1.4%減となっていますが、人数で見ると258人増（4,791人→5,049人）となっています。

年齢別で見ると、令和4年度末現在で、18歳未満が19.5%、18歳以上65歳未満が65.9%、65歳以上が14.5%となっています。

(3) 精神障がい者

本県における精神障害者保健福祉手帳交付者数は、令和4年度末現在で10,997人です。これを人口千人当たりの人数で見ると、10.5人となります。
また、前回計画策定時点（平成29年度末8,289人）と比較して32.7%増となっています。



精神障がい者を程度別で見ると、令和4年度末現在で、中度の精神障がい者（2級）が53.8%となっており、全体の半数以上を占めています。

また、前回計画策定時点（平成29年度末56.0%）と比較して2.2%減となっていますが、人数で見ると1,276人増（4,640人→5,916人）となっています。

年齢別で見ると、令和4年度末現在で、18歳未満が2.5%、18歳以上65歳未満が80.5%、65歳以上が17.0%となっています。

(4) 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児

本県における重症心身障がい児（者）数は明らかになっていませんが、各児童相談所で把握している在宅重症心身障がい児（者）数は、令和4年度末現在で587人、令和5年4月当初の医療型障害児入所施設に入所している重症心身障がい児（者）数は、19名となっています。

また、医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児が増加しています。

医療的ケア児数は、全国20,180人（令和3年度 厚生労働省調査）に対し、本県では192人（令和5年3月 県障がい福祉課調査）と推計されています。

(5) 難病患者

本県における特定医療費（指定難病）受給者証交付者数は、令和4年度末現在で9,069人です。これを人口千人当たりの人数で見ると、8.7人となります。

また、前回計画策定時点（平成29年度末8,309人）と比較して9.1%増となっています。

(6) 発達障がい者

本県における発達障がい者数は明らかになっていませんが、文部科学省が令和4年に実施した全国調査では、調査した児童のうち、学習面又は行動面で著しい困難を示し特別な支援を要する児童は8.8%程度であるとされています。

なお、令和4年度の宮崎県発達障害者支援センターにおける支援実績は、発達支援が773人、就労支援が273人となっております。

(7) 高次脳機能障がい者

本県における高次脳機能障がい者数は明らかになっていませんが、厚生労働省の平成28年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者実態調査）によれば、医師から高次脳機能障がいと診断された者の数は327千人と推定されています。

なお、令和4年度の支援拠点機関（宮崎県身体障害者相談センター及び宮崎大学医学部）における相談支援実績は、延べ279件となっております。

2 基本理念等

(1) 基本理念

本計画は、障害者基本法の理念である「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである」を基本理念とします。

(2) 基本目標

『障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり』

宮崎県では、令和5年6月に策定した「宮崎県総合計画2023」において、くらしの分野では、「安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会」を、目指す将来像としています。

「宮崎県総合計画2023」に基づくこの計画においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、誰もが基本的人権を享有するかけがえのない個人として、地域で県民自らが望む生活スタイルを実現できるなど、笑顔があふれ、安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会づくりの実現に向けて、障がい者施策の総合的な取組を推進します。

(3) 施策の基本方針

「ともに生きる社会」の実現のために、全ての障がいのある人が、基本的人権を享有するかけがえのない個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項の適切な確保・支援を図ることを施策の基本方針とします。

- ① 必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保
- ② 地域での生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会においてともに生きるために社会に存在する社会的障壁（バリア）を除去し、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保

③ 手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保

④ 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供

(4) 施策推進に共通する横断的視点

① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上

障がいのあるなしによって分け隔てられることなく全ての人々が、同じ地域社会でともに暮らし、学び、働く共生社会を実現するためには、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいの有無にかかわらず安心して生活できるようにする必要があります。このため、公共施設等のバリアフリー化や障がいのある人の円滑な情報の取得・利用・発信のためのアクセシビリティの向上、意思表示・コミュニケーションを支援するためのサービス等の環境整備、障害者差別解消法に基づく合理的配慮の提供など、社会のあらゆる場面で社会的障壁の除去に向けたアクセシビリティの向上を図ります。特に、新たな技術を用いたデジタル機器・サービスは、アクセシビリティとの親和性が高いという特徴があり、社会的障壁の除去の観点から、デジタル機器・サービスに不慣れな障がいのある人の支援も含め、障がいのある人による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進します。

また、障がいのある人の自立又は社会参加に深刻な悪影響を与える障がいを理由とした不当な差別的取扱いの禁止や虐待防止などの障がいのある人の権利を擁護する取組について、国や市町村、関係団体を始め様々な主体との連携を図りつつ、社会のあらゆる場面で障がい者差別などの解消に向けた取組を積極的に推進します。

② 地域資源の有効活用・各分野の総合的かつ横断的な連携による支援

障がいのある人が、身近な地域で安心してともに生活するためには、限られた地域社会の資源を有効活用しつつ、多様なライフステージに対応した適切な支援を受けられるよう、教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の総合的かつ横断的な支援体制を整備する必要があります。

このため、障がいのある人の日常生活又は社会生活で直面する困難の解消に向けて、地域の医療機関や地域住民、NPO・ボランティア団体などの地域社会にある既存資源の各分野における総合的かつ横断的な連携を図り、市町村を中心とする支援体制の更なる整備を促進します。

また、障がいのある人の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も留意しつつ、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠のみにとらわれることなく、関係する機関、制度等の必要な連携を図ることを通じて各分野の総合的かつ横断的な支援体制の整備に努めます。

③ 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援

障がいのある人が、身近な地域で、又は地域へ移行して安全・安心で充実した生活を営むためには、障がいの特性や状態、生活実態等に応じた多様なニーズに適切に対応できる地域の支援体制の基盤整備が重要となります。

このため、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情、状態が変動する障がいは症状が多様化しがちであり、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意しつつ、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい、盲ろう、重症心身障がいその他の重複障がい等について、障がいの特性等の社会全体の更なる理解促進に向けた啓発・広報活動を行うとともに、地域でともに充実した生活ができるよう、地域の福祉・保健・介護・医療・労働・教育などの関係機関と連携し、障がいの特性等に応じた多様なニーズに対応可能な障害福祉サービス等の充実や支援体制の基盤整備を図ります。

④ 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

障がいのある女性は、女性であることにより、いわゆる複合的差別など更に困難な状況に置かれる場合があること、また、障がいのある子どもは、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する観点等を踏まえた、子どもと家庭に対する妊娠期からの切れ目ない継続支援を早期から行うことが必要であり、障がいのある成人とは異なる支援を行う必要性があること、さらに、障がいのある高齢者は、障がいに加えて高齢であることにより、更に困難な状況に置かれる場合があることから、こうした点も施策推進の視点として取り入れます。

基本理念	「全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有する かけがえない個人として尊重されるものである」（障害者基本法）
基本目標	障がいのあるなしによって分け隔てられることなく地域でともに生きる社会づくり
施策の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会、経済、文化その他のあらゆる分野の活動に参加し、自己実現ができる機会の確保 ② 地域での生活への移行を促進するための基盤整備を進め、地域社会においてともに生きるためには、可能な限り、社会に存在する社会的障壁（バリア）を除去し、どこで誰と生活するかについて選択できる機会の確保 ③ 手話を含めた言語などの意思疎通のための手段や情報の取得・利用のための手段について選択できる機会の確保 ④ 障がい者差別その他の権利利益を侵害する行為を禁止するとともに、社会的障壁を除去するための合理的配慮の提供
施策推進に共通する横断的視点	<ul style="list-style-type: none"> ① 社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上 ② 地域資源の有効活用・各分野の総合的かつ横断的な連携による支援 ③ 社会生活の充実及び障がいの特性等に応じた多様な自立の支援 ④ 障がいのある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進
推進体制	<ul style="list-style-type: none"> ① 国・県・市町村・団体・事業者・県民等の役割分担 ② 障がい保健福祉圏域 ③ 県障害者施策推進協議会での進捗管理等
各種施策の推進	

3 推進体制

(1) 国・県・市町村・団体・事業者・県民等の役割分担

障がいのある人が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、地域でともに生きる社会をつくるためには、各関係機関がそれぞれの役割と責務を認識し、相互に連携・協力しながら、総合的に取組を推進することが必要です。

- ① 国・県・市町村の行政機関においては、障がいのある人が「安全・安心で心ゆたかに暮らしを楽しめる社会」を実現するために、それぞれの役割に応じた公的サービスを提供し、緊密に連携を取ることが必要です。
- ② 障がい者団体やNPO・ボランティア団体等においては、障がいのある人が身近な地域でともに生活できるよう、障がいのある人への情報提供や日常生活又は社会生活におけるきめ細かな支援、また、社会参加の機会の確保を図ることが求められています。
- ③ 事業者においては、質の高い障害福祉サービス等の提供を民間の立場から実現するとともに、障がいのある人の就労機会の確保や多くの県民が利用する公共的施設におけるバリアフリーを始めとした合理的配慮など、社会的な責任を担うことが求められています。
- ④ 県民においては、人情味にあふれ、ぬくもりのある県民性の下、一人一人が思いやりの心を持って、障がいのある人への理解や認識、関心を深めることが求められています。
- ⑤ 「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）を踏まえ、専門職による職能団体、企業、経済団体等の関係者も一体となり全員参加型で施策を推進していくことが求められます。

(2) 障がい保健福祉圏域

障がい者施策の推進に当たっては、各市町村の人口規模や地域の社会資源などに偏りがあるととも、障がいの種別によっても対応が異なることから、一つの市町村での対応が困難な場合においては、広域的に対応した方が効果的なものもあります。

このため、今回のこの計画においても、複数市町村を含む広域圏域を地域単位とし、その設定に当たっては、前計画及び宮崎県障がい福祉計画の圏域、二次医療圏や県の出先機関の担当区域などを総合的に考慮して、引き続き次の7圏域とします。

障がいのある人の誰もが、身近な地域でともに生活し、必要な支援が受けられるよう、また、各圏域ごとに個々の事業所及び施設がバランス良く配置されるよう支援体制の整備に努めます。

◎障がい保健福祉圏域

障がい保健福祉圏域	市 町 村	人 口 (人) (令和5年4月1日現在)
宮崎東諸県 1市2町	宮崎市、国富町、綾町	<u>422,081</u>
日南串間 2市	日南市、串間市	<u>64,171</u>
都城北諸県 1市1町	都城市、三股町	<u>183,037</u>
西諸県 2市1町	小林市、えびの市、高原町	<u>66,782</u>
西都児湯 1市5町1村	西都市、高鍋町、新富町、西米良村、 木城町、川南町、都農町	<u>92,960</u>
日向入郷 1市2町2村	日向市、門川町、諸塚村、椎葉村、 美郷町	<u>82,788</u>
宮崎県北部 1市3町	延岡市、高千穂町、日之影町、 五ヶ瀬町	<u>131,218</u>
計（7圏域、26市町村「9市 14町 3村」）		<u>1,043,037</u>

※ 人口の計は、市町村の積み上げ人口であり、宮崎県の推計人口（1,043,672人）とは一致しない。



(3) 宮崎県障害者施策推進協議会での進捗管理等

関係行政機関の職員、学識経験者、障がい者並びに障がい者の自立及び社会参加に関する事業の従事者で構成された「宮崎県障害者施策推進協議会」に計画の進捗状況を報告し、施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議した上で、当協議会から提示された意見を踏まえ、計画の効果的な推進に努めます。

計画の進捗状況の確認に当たっては、計画の策定ととも設定する成果目標の数値を参考にすることにより定量的な視点からの把握に努めます。

4 施策の体系

この計画では、次の分野に施策を区分し、それぞれの施策ごとに現状と課題、施策の方向性を示しています。

第1節 啓発・広報

- 1 差別の解消、権利擁護の推進 及び虐待の防止
- 2 啓発・広報活動の推進

第2節 生活支援

- 1 地域における相談支援 及び意思決定支援の充実
- 2 在宅サービス等の充実
- 3 スポーツ、文化芸術活動の振興
- 4 福祉用具の普及促進と利用支援等

第3節 教育・育成

- 1 障がい児支援・育成施策の充実
- 2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築
- 3 教育指導の充実
- 4 教育環境の整備

第4節 保健・医療

- 1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進
- 2 医療サービスの充実
- 3 精神保健対策の推進
- 4 難病患者等への施策の推進
- 5 福祉・保健・介護・医療の連携

第5節 雇用・就業、経済的自立の支援

- 1 一般就労支援施策の充実
- 2 一般就労が困難な障がい者への就労支援
- 3 経済的自立の支援

第6節 情報・コミュニケーション

- 1 意思疎通支援の充実
- 2 情報取得・利用のしやすさの推進
- 3 情報提供の充実

第7節 生活・環境

- 1 人にやさしい福祉のまちづくり
- 2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上
- 3 防災・防犯対策等の充実

第8節 福祉を支える人づくり

- 1 専門職種の養成・確保
- 2 NPO・ボランティア活動の推進

第9節 行政サービス等における配慮

- 1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- 2 選挙等における配慮等
- 3 司法手続等における配慮等

第2章 各論

第1節 啓発・広報

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

【現状と課題】

- ・ 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」を施行し、障がいを理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を講じています。
- ・ 同条例に基づき、情報の共有や施策の推進を図る「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」の設置運営や、障がい者の差別に関する相談窓口の設置運営、相談窓口研修会の開催や様々な啓発活動を行っているところであり、県民の理解の一層の促進のため、障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する合理的配慮の提供など、今後も啓発・広報等の取組が必要です。
- ・ 意思決定能力や契約締結能力が十分でない障がい者の権利擁護の取組として、日常生活自立支援事業や成年後見制度が設けられています。これらの制度利用者数は、増加傾向にあり、制度の周知及び利用促進が図られているものの、取組を更に推進することで支援体制の整備・強化に努める必要があります。
- ・ 障がい者虐待については、障害者虐待防止法において、「障害者の尊厳を害するもの」と規定され、いかなる理由でもその行為が許されるものではありません。しかしながら、平成24年10月に障害者虐待防止法の施行以降、本県でも、養護者・障がい者福祉施設従事者・使用者による障がい者への虐待は毎年確認されている状況です。虐待の未然の防止、早期発見・早期対応、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立支援と併せて、養護者に対する相談等の支援に取り組むことも必要です。
- ・ 強度行動障がいを有する者は、虐待の被害や身体拘束等を受けることが多いことが明らかになっており、虐待防止や権利擁護の観点からも適切な支援を提供できる体制の整備が求められます。

- ・ 障がい者が良質な福祉サービスを気軽に受けられるよう、サービス提供事業者と対等な関係で意見や苦情を伝えることができる環境や、サービス提供事業者がサービス利用者である障がい者の立場に立って、良質かつ適切なサービスを提供していく環境を整備していく必要があります。

【施策の方向性】

① 障がいを理由とする差別の解消の推進

- ・ 障がいを理由とする差別の解消や障がい者に対する合理的配慮の提供について県民の関心と理解を深めるとともに、「障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例」の周知や障害者差別解消法改正に伴う事業者による合理的配慮の提供の義務付けなど、積極的な啓発・広報活動を行います。
- ・ 障がい者及びその家族等からの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じるとともに、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、県障害者社会参加推進センターに設置する相談窓口での相談、啓発・広報機能の強化・充実に努めます。
- ・ 地域において障がいを理由とする差別に関する相談や紛争の防止・解決等を推進するため、関係機関から構成される「宮崎県障がい者差別解消支援協議会」の適切な運用を図ります。

② 権利擁護制度等の活用促進

- ・ 知的障がい又は精神障がいにより判断能力が不十分な方による日常生活自立支援事業（いわゆる「あんしんサポートセンター」）や成年後見制度の利用において、本人の状態や生活状況に配慮した適切な利用を促進するため、ニーズ把握に努めるとともに、障がい者にとって最も身近な行政機関である市町村における地域での体制づくりに必要な調整・協力を行います。
- ・ 障害者虐待防止法第36条に基づき設置している宮崎県障がい者権利擁護センターにおいて、市町村障がい者虐待防止センターや宮崎県警察及び宮崎労働局等の行政機関、宮崎県弁護士会や宮崎県社会福祉士会等の職能団体等、関係団体・関係者と連携を図りながら、障がい者の虐待防止や権利擁護に取り組めます。

- ・ 障がい者虐待が発生した場合、障害者虐待防止法及び障害者虐待対応マニュアルに即して、迅速な対応に努めます。その際には、市町村や宮崎県警察、宮崎労働局とも適宜連携を図り、適確な対応を行います。また、被虐待者が複数の市町村にまたがる場合や県外の場合などには、必要な調整・協力を行います。
- ・ 障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会の設置や虐待防止責任者の設置を徹底し、障がい者虐待防止・権利擁護研修の実施を通じて事業所等の職員及び市町村職員の理解促進及び専門性を強化することで虐待の早期発見や防止に向けて取り組むとともに、県民への啓発・広報活動も併せて促進します。
- ・ 宮崎県強度行動障害支援者養成研修事業を通じて、障がいの特性の理解に基づく適切な支援を行うことができる人材等の育成を行い、支援体制の整備に取り組みます。
- ・ 社会福祉法第83条に基づき宮崎県社会福祉協議会が設置する運営適正化委員会における福祉サービスに関する苦情解決事業の普及や、施設におけるサービスの内容や提供体制等について、利用者の視点で評価を行う福祉サービス第三者評価事業を促進し、障がい者が良質な福祉サービスを気軽に利用できる環境づくりを推進します。
- ・ 障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の意向を踏まえ、本人の意思に反した異性介助が行われることがないように、啓発・広報などの取組を進めます。

2 啓発・広報活動の推進

【現状と課題】

- ・ 障がい者が、障がいのあるなしによって分け隔てられることなく、身近な地域でともに生きる社会を実現するためには、県民一人一人が差別や偏見といった心の障壁を取り除き、障がいや障がい者に対する正しい理解や認識、関心を深めていくことが必要です。
- ・ 令和5年度の障がい者アンケート調査結果では、県民の障がい者への理解と認識について、「以前よりは深まったがまだ不十分」と「深まっていない」の合計が37.8%で、前回アンケート時点（平成30年度54.3%）と比較して16.5%減となっています。
- ・ 今後も、関係機関の協力を得ながら、着実に県民に対する啓発・広報活動を推進していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 障害者週間（毎年12月3日から9日まで）、精神保健福祉普及週間（毎年10月中・下旬から10月下旬・11月上旬の1週間）、人にやさしい福祉のまちづくり推進月間（毎年12月）における啓発活動や、県障がい者スポーツ大会、芸術・文化祭など、NPO・ボランティア団体、障がい者団体などの幅広い層の協力を得ながら、障がい者との交流を通じて、障がいを理由とする差別の解消を含めた県民の理解を深める各種イベント等を実施します。
- ・ 宮崎県人権施策基本方針に基づき、各マスメディアの協力を得るとともに、国、市町村、民間団体、事業者等と連携しながら、総合的かつ効果的に県民への啓発・広報活動に取り組みます。
- ・ 県民の障がい者への理解と関心を深めるため、様々な障がいの特性や障がい者への必要な配慮等について、広く周知を図ります。
- ・ 特に、外見からは分かりにくい発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方の円滑な社会参加を促進するため、障がいの特性への理解や必要な配慮などについて、行政機関や障害福祉サービス事業所等の職員を始め、広く県民や企業等に向けた啓発・広報活動を推進します。

第2節 生活支援

1 地域における相談支援及び意思決定支援の充実

【現状と課題】

- ・ 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下「障害者総合支援法」といいます。）により、障がい者が市町村に対して利用サービスの支給申請に際して提出するサービス等利用計画の作成等を行う計画相談支援と施設や病院に入所・入院をしている人等の地域移行を支援する地域相談支援が実施されています。
- ・ 相談支援については、自立支援協議会や基幹相談支援センターなど、地域の充実した相談支援体制を整備する仕組みが制度化されています。自立支援協議会は26市町村で設置されていますが、基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う存在として期待されているものの、設置市町村数は、令和5年4月現在において21市町村であり、相談支援体制の質の充実と量的拡大、包括的な相談支援体制を整えるため、その設置を更に促進する必要があります。
- ・ また、相談支援に当たっては、障がい特性に応じた細やかな対応が必要です。発達障がいや高次脳機能障がいなどの外見からは分かりにくい障がいは、より専門的な知識が求められるとともに、視覚障がい、聴覚障がい、音声機能障がい、言語機能障がいのある方、盲ろう者、失語症者などコミュニケーションに困難を抱える人が、相談支援を利用しやすい環境を整えることも必要です。また、地域移行に関する相談支援については、入所・入院している障がい者やその家族のニーズを十分に把握した上で、地域移行に関する情報提供を進める必要があります。
- ・ 障がい者の権利擁護の観点では、日常生活や社会生活の様々な場面で、その人の望む暮らしを実現できるよう意思決定のための支援が必要です。また、相談支援専門員は、計画相談に係るモニタリングによる居宅や施設等の訪問を通じて、障がい者やその世帯の状況の把握が可能であることから、これらの機会を通じた虐待の早期発見・早期対応のため虐待対応の窓口となる市町村との連携協力が重要です。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者の望む暮らしの実現のために、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることができるよう、地域の身近にある相談窓口について、障がい者やその家族等への周知を図るとともに、関係機関の相互の連携を促し、適切なサービスの提供を図ります。
- ・ 利用者一人一人にきめ細やかな支援が提供できるよう、計画相談支援（ケアマネジメント）を通じて、利用者のニーズの抽出や継続的かつ定期的なモニタリングの実施など、サービス等利用計画が適切に作成・運用されるよう、相談支援従事者研修等で周知を図ります。
- ・ 入所・入院している障がい者やその家族のニーズに沿った情報提供ができるよう、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用を促進するとともに、自立生活援助などのサービスを活用した支援を推進します。
- ・ 市町村等に対して、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターの必要性を周知し、その設置を促進します。また、関係機関の連携強化や地域の実情に応じた相談支援体制等の整備を進めるため、自立支援協議会の活性化を促進します。
- ・ 質の高い相談支援を提供するため、関係機関とも連携しながら、専門性の高い相談支援従事者の人材育成を図るとともに、相談支援専門員への指導・助言の役割を担う主任相談支援専門員を計画的に養成することにより、地域における相談支援の充実を図ります。
- ・ 県が設置・委託する様々な相談機関により専門性の高い相談支援の提供を行うとともに、身近な地域の相談窓口との連携が十分に図れるよう、支援ネットワークづくりに取り組みます。また、当事者が行う援助として有効かつ重要な手段であるピアサポーターやペアレントメンター等の育成や活用に努め、当事者やその家族に対する相談支援の拡充を図ります。

- ・ 障がい者の権利擁護を推進するため、自ら意思を決定することに支援が必要な障がい者等が障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者、児童発達支援管理責任者等に対する研修等を通じた意思決定支援の質の向上や意思決定支援ガイドラインを踏まえた利用者本位の支援普及を図り、また、計画相談に係るモニタリングの機会を活用した虐待の早期発見や防止、市町村との連携の重要性について、相談支援事業所等に対する周知を図ります。

2 在宅サービス等の充実

(1) 在宅サービスの充実

【現状と課題】

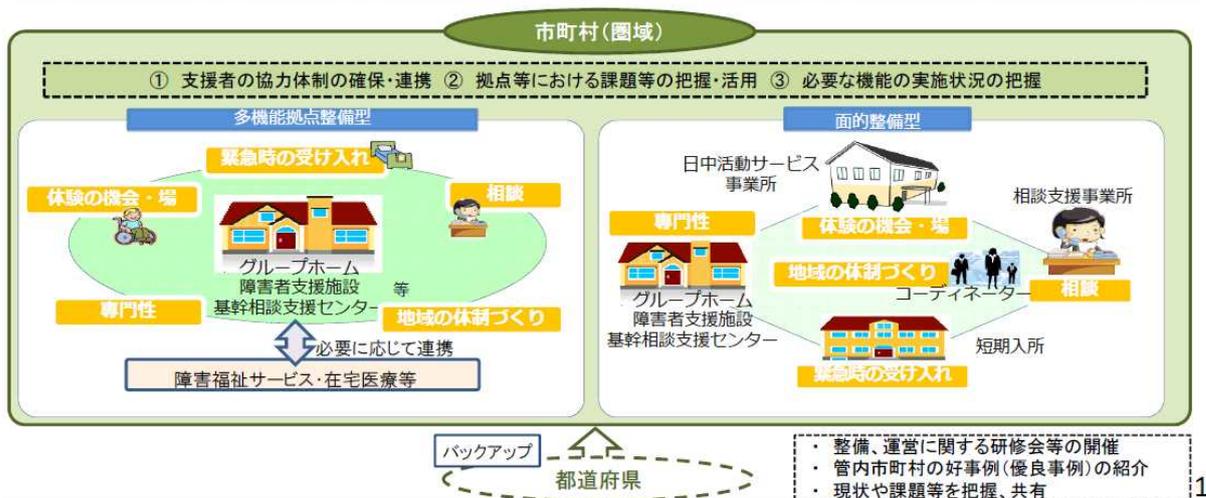
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、今後利用したい障害福祉サービスとして、「就労継続支援A型・B型」の割合（9.8%）が最も高く、「居宅介護や重度訪問介護」を選択した人は6.4%、「同行援護や行動援護」を選択した人は7.5%となっています。
- ・ 利用している障害福祉サービスの満足度について、「居宅介護や重度訪問介護」は69.2%、「同行援護や行動援護」は59.3%となっています。
- ・ 障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、安全・安心で充実した生活を実現するための体制づくりを進めるためには、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応するサービス提供体制を整備するとともに、市町村及びサービス事業者間のネットワークを構築するなど、更なる在宅サービスの質的・量的充実を図る必要があります。
- ・ また、ヤングケアラーや在宅で介護されている家族の方などへのレスパイトケア（介護者の休息）や介護者の急な病気等の緊急時受入れ対応の充実を図っていくことも重要です。

【施策の方向性】

- ・ 地域で生活する障がい者が、障がいの特性や生活実態等に応じて各種サービスが利用できるよう、訪問系サービスやショートステイ（短期入所）などのサービス提供体制の整備とサービスの質的・量的充実を図るとともに、市町村や関係機関等と連携しながら、地域間のサービスの平準化を図ります
- ・ 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホームの体験・機会の場、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備について、市町村及び指定事業者等と連携して進めます。

●地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の实情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



- ・ ヤングケアラーや在宅で介護されている家族の方などへのレスパイトケア（介護者の休息）の充実を図るため、居宅介護等の訪問系サービス事業所への喀痰吸引等の医療的ケア対応への呼びかけを行うとともに、医療的ケアの対応可能な短期入所事業所等の情報提供などに努めます。
- ・ 各障がい保健福祉圏域におけるサービス提供体制については、障がい福祉計画に基づき計画的な整備を図ります。

(2) 居住の場の確保

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、これからの暮らし方として、「家族と同居」（49.1%）が最も高く、続いて「一人暮らし」（16.2%）となっています。このため、施設入所者等の地域生活への移行を円滑にするために施設退所後の居住の場の確保が必要となっています。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの拡充を図るとともに、重度障がい者にも対応した一層の体制づくりを推進します。
- ・ 施設等退所後の住まいの場の一つとして、県営住宅における障がい者への入居抽選倍率の優遇措置、バリアフリー化の推進等、障がい者に配慮した住環境の整備を推進します。また、社会福祉法人等による公営住宅におけるグループホームの設置を支援します。

- ・ 社会福祉法人等がグループホーム等を設置・運営するに当たり、必要となる費用等の助成を引き続き実施します。

(3) 社会参加の促進

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、外出の際に困っていることとして、「自分ひとりで外出できない」の割合（27.7%）が最も高く、「道路に段差が多い」（14.8%）などのハード面の整備のほか、「外出先・交通機関での情報の取得やコミュニケーション支援がない（少ない）」も6.7%となっています。
- ・ 障がい者の自立や社会参加を促進するため、在宅の障がい者やその家族に対する障害福祉サービスの充実や社会生活力を高めるための支援を引き続き実施するとともに、外出の際に支援を必要とする方に対する県民の思いやりのある行動への理解を促進するなど、幅広い施策を推進していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者の身体機能又は生活能力の質的向上が図られるよう自立訓練（機能訓練、生活訓練）の整備を推進するとともに、コミュニケーション手段の確保や外出のための移動支援等、地域の特性や利用者の状況に応じて社会参加促進のためのサービスの充実を図ります。
- ・ 外見からは分からなくても援助が必要な人への思いやりのある行動を県民全体へ広めていくため、平成30年度から導入した「ヘルプマーク」の更なる普及啓発に取り組みます。
- ・ 重度の視覚障がい者等の外出する機会を確保するため、同行援護事業の充実や中途失明者歩行訓練事業の適切な実施に努めます。
- ・ 盲導犬・介助犬等の身体障がい者補助犬給付事業の利用促進を図るとともに、身体障がい者補助犬を使用する身体障がい者が施設等の利用を拒まれることがないように、普及啓発を推進します。

(4) 精神障がい者施策の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、精神障がい者のこれからの暮らし方として、7割以上の方が「家族と同居」、「一人暮らし」、「グループホームで生活」など地域での生活を希望されています。
- ・ 精神障がいの有無や程度にかかわらず、誰もが安心して心ゆたかに暮らせるように、関係者の重層的な連携や支援体制の構築が必要です。加えて、精神障がい者への医療の提供・支援を可能な限り地域にて行うとともに、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域移行を推進し、地域生活への円滑な移行・定着に向けて切れ目のない支援を確保し、精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 入院中の精神障がい者の早期退院（入院期間の短縮）や地域移行を推進するため、受け皿となる地域資源の活用・連携を図るとともに、居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助の提供体制の整備を行い、精神障がい者の地域生活への移行を図ります。
- ・ 精神障がいの有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、当事者・家族・保健・医療・福祉・教育等関係者による協議の場及び住まいの確保支援も含めた地域の基盤整備を推進し、「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム」の構築を図ります。
- ・ 地域生活を支える支援団体、当事者団体の育成等を図るため、宮崎県精神保健福祉連絡協議会による家族会や断酒会等への支援を行います。

(5) 重度障がい者施策の充実

【現状と課題】

- ・ 長時間のサービスを必要とする重度障がい者については、身近な地域で障がいの特性や生活実態等に応じた各種サービスが受けられる体制の整備を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 常時介護を必要とする障がい者が、自ら選択する地域で生活できるよう、日中及び夜間における医療的ケアを含む在宅サービスや、体調の変化・支援者の状況等に応じて一時的に利用することができるショートステイ（短期入所）などの障がい者の家族支援に資するレスパイト機能の質的・量的充実及び事業所の均衡ある配置を図ります。
- ・ ヤングケアラーや在宅で介護されている家族の方などへのレスパイトケア（介護者の休息）の充実を図るため、居宅介護等の訪問系サービス事業所への喀痰吸引等の医療的ケア対応への呼びかけを行うとともに、医療的ケアの対応可能な短期入所事業所等の情報提供などに努めます（再掲）。
- ・ 医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが、相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進するとともに、更なる周知・啓発を図ります。また、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めます。

(6) 施設サービス機能の充実

【現状と課題】

- ・ 地域で暮らす障がい者が、身近な地域で必要なサービスを受けられるよう、限られた社会資源を有効に活用し、障害福祉施設等が提供するサービスの多様化を図るとともに、障がいの種別を特定しないサービス提供を促進する必要があります。
- ・ 在宅障がい者を対象としたショートステイ（短期入所）や生活介護、また、専門的知見を地域に還元する相談支援など、障害福祉施設等が地域福祉の拠点となるよう、機能の充実を図る必要があります。
- ・ 災害発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する障害福祉施設等の安全・安心を確保する必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 現在の入所施設を「地域生活支援拠点等」の整備の一つの機能として位置付けることにより、地域で暮らす障がい者の支援拠点として活用を図り、施設の機能や特色を利用して、提供するサービスの多様化を促進するとともに、施設の一層の小規模化・個室化により入所者の生活環境の向上を図ります。
- ・ 障がい者が安心して生活できるよう、障害福祉施設等について火災や地震発生時に地域の消防団や住民との連携体制の構築を推進するとともに、建築基準法や消防法の基準に適合した施設の耐震化及びスプリンクラー等の設置など、防火安全体制の整備の推進に努めます。

(7) 施設等から地域生活への移行の推進

【現状と課題】

- ・ 施設等から地域生活への移行を希望する障がい者が、地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービス等の提供体制の確保等を図っていくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 地域における居住の場の一つとして、グループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を推進します。
- ・ 障がいの重度化・高齢化に対応するため、市町村及び地域の自立支援協議会と連携し、「日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）」の整備促進を図ります。
- ・ 施設や指定相談支援事業者等の関係機関と連携し、地域生活への移行を進めるための説明や啓発を行っていくとともに、地域生活への移行に向けた個別支援計画の充実及び相談支援の利用促進を図ります。

- ・ 障がいの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受入れ・対応、グループホームの体験・機会の場、医療的ケア等専門的人材の確保、地域の体制づくり）を整備する「地域生活支援拠点等」の整備について、市町村及び指定事業者等と連携して進めます。また、地域生活支援拠点等については、緊急時の受入れ対応とともに、体験の機会・場の提供や入所施設・病院、親元からグループホームや一人暮らしなどへの生活の場の移行支援などの役割を担えるよう取り組みます。（再掲）

(8) 各種障がいへの対応

【現状と課題】

- ・ 発達障がい、高次脳機能障がい、難病等の障がいについては、ほかの障がいと比べて各種支援が進んでいないことから、社会全体の理解促進、家族支援、福祉・労働・教育・医療分野の取組等を総合的に進めていくことが重要となっています。

【施策の方向性】

- ・ 発達障がい者及びその家族を総合的に支援するため、発達障害者支援センター等において、発達障がい者やその家族に対する相談支援やペアレントメンターの養成等を行うとともに、地域の医療、保健、福祉教育、雇用等の関係者による発達障がい者支援地域協議会で地域の課題等を協議し、発達障害者支援センターを中心とした発達支援、就労支援を行うほか、更なる普及啓発・研修等の充実を図ります。
- ・ 高次脳機能障がい者及びその家族を支援するため、総合相談窓口である県身体障害者相談センターと医学的な支援拠点である宮崎大学医学部の2つの支援拠点機関に支援コーディネーターを配置して専門的な相談支援等を行うとともに、支援拠点機関を中心とした関係機関との地域支援ネットワークの強化に取り組みます。また、高次脳機能障がい者が、自らの障がいを認識して社会生活に適応していくための基礎的な訓練を集団で行う通所教室を実施するとともに、民間事業所等でも同様の支援が広がるよう取り組むほか、更なる普及啓発・研修等の充実を図ります。
- ・ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、研修や情報提供を行います。

3 スポーツ、文化芸術活動の振興

(1) スポーツ施設の整備・改善

【現状と課題】

- ・ 障がい者が、地域で心ゆたかに暮らしを楽しむためには、障がい者の健康増進や社会参加、余暇の充実等を促進するスポーツが非常に大きな役割を果たすことから、障がいの有無にかかわらず誰もが気軽にスポーツに親しめるよう、障がい者に配慮した施設の整備・改善を行うことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が地域において安全で快適にスポーツを楽しむように、ハード面の整備だけではなくソフト面での知恵と工夫による積極的な対応も含めた県有施設のユニバーサルデザイン化等をより一層推進するとともに、市町村が実施する施設整備等に対する助言を行い、障がい者に配慮した施設の整備・改善を促進します。

(2) スポーツ活動の振興

【現状と課題】

- ・ 障がい者スポーツを推進するためには、各種スポーツ大会や教室等のイベント開催を促進するとともに、その情報が広く周知されるよう工夫し、スポーツによる共生社会の実現を目指した取組が必要です。
- ・ 令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けた取組を段階的に実施することにより、大会成功に向けた県民全体の機運の醸成を図っていく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 県障がい者スポーツ大会の開催及び全国障害者スポーツ大会への選手派遣等を通じて、障がい者を対象にスポーツの普及を図るとともに、スポーツ関係団体等が行う障がい者スポーツ等に関する取組を支援します。
- ・ 障がい者スポーツの情報について、教育委員会や障がい者団体等と連携し、SPコードや点字での広報、ホームページやSNS、新聞広告等、様々な媒体を活用しながら、大会・イベント等に関する広報を積極的に行います。

- ・ 障がい者スポーツの普及・定着のために、市町村やパラスポーツ指導員、競技団体、福祉施設職員等との連携を図りながら、障がい者スポーツ大会や各種教室を計画的に開催します。
- ・ 障がいのある児童生徒や社会人を対象とした体験会や競技会を開催するなど、教育委員会等と連携して、スポーツを通じた心ゆたかな生活の実現や競技力向上を図ります。
- ・ 令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けて、選手の発掘や育成を図り、大会後も継続してスポーツに取り組む選手や持続可能なチームづくりを進めます。

(3) スポーツ指導者等の養成

【現状と課題】

- ・ 県障がい者スポーツ大会や全国障害者スポーツ大会に向けた強化練習会など、様々な機会を通じ、指導者の資質の向上を図っています。
- ・ 県内の障がい者スポーツクラブの活動を充実させ、指導者の交流促進とともに、研修機会の充実を図る必要があります。
- ・ 令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けて、審判員等の競技役員や大会を支えるボランティアを養成していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ パラスポーツ指導員養成を行い、宮崎県パラスポーツ指導者協議会の活動を支援するなど、人材の養成に取り組むとともに、パラスポーツ指導員の派遣を推進します。
- ・ 各種障がい者スポーツ大会参加への助成を通して、全国大会や九州大会の経験が豊富な指導者との交流を図り、指導力の向上を図ります。
- ・ 令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会に向けて、全国障害者スポーツ大会へ視察員を派遣するなど、審判員等の競技役員の養成に取り組みます。また、大会を支えるボランティアの養成にも取り組めます。

(4) 文化芸術活動の振興

【現状と課題】

- ・ 文化芸術活動は、日常生活の生きがいづくりや社会参加のきっかけとして有効なことから、身近な地域での文化芸術活動に親しむ機会の拡充と、参加者拡大のための啓発・広報活動を充実させる必要があります。
- ・ 県立美術館等において、障がい者に配慮した運営をしているほか、文化芸術活動の普及・定着を推進していくために、芸術・文化祭の開催を支援しています。
- ・ 令和4年3月に制定した「宮崎県文化振興条例」及び令和5年6月に策定した「みやざき文化振興計画」に基づき、障がい者が文化に触れる機会や障がい者の創作・発表機会の充実などを計画的に推進し、障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進並びに障がい者の文化活動についての県民への普及を図る必要があります。
- ・ 令和3年に開催された全国障害者芸術・文化祭みやざき大会（以下「芸術祭」といいます。）のレガシーを生かし、宮崎県障がい者芸術文化支援センターを始めとする、関係機関が一体となって県内の障がい者の文化芸術活動の普及を促進する必要があります。

【施策の方向性】

① 文化芸術の鑑賞機会の充実

- ・ 県立美術館の旅する美術教室の活用や芸術・文化祭の開催、県及び市町村等でのイベント等において、字幕や音声案内サービスの提供、移動手段についての配慮などICT（情報通信技術）等も活用しながら、障がい者に配慮した鑑賞機会の充実を図ります。
- ・ 文化施設において、ユニバーサルデザイン化・バリアフリー化を推進し、文化施設へのアクセシビリティの向上に取り組みます。

② 文化芸術活動の創作・発表の充実

- ・ 障がい者の文化芸術活動への意欲の向上と県民への障がいに対する理解を深めるために、芸文祭のレガシーを生かし、市町村や障がい者団体等と連携しながら、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動の成果を発表する機会と展示する場の一層の充実などサポート体制の構築を図ります。

③ 文化芸術活動を支える環境の整備等

- ・ SPコードや点字での広報、ホームページやSNS、新聞広告等、様々な媒体を活用しながらイベント広報を行い、障がい者が円滑に文化芸術活動を行うことができるよう、ボランティアの養成を含め、環境の整備を推進するとともに、地域、学校や施設関係者等との連携を図りながら、地域の文化芸術活動との交流を促進します。

- ・ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」等を踏まえ、公立図書館、学校図書館、県立視覚障害者センター（視覚障害者情報提供施設）等が連携を図りながら、障がい者の読書環境の整備を促進するとともに、図書館サービス人材等の育成を図ります。

4 福祉用具の普及促進と利用支援等

【現状と課題】

- ・ 障がい者が、自立した日常生活及び社会生活を送ることを促進するとともに、障がい者を介護する人の負担軽減を図るため、補装具の支給及び日常生活用具の給付等により、福祉用具の普及促進と利用支援を行っています。
- ・ 障がい者のより一層の自立と社会参加を促進するため、障がい者個々のニーズに応じた福祉用具の活用推進及び情報提供を行うことが必要となっています。
- ・ 今後、障がい者の地域生活への移行が進む中、質の高い障害福祉サービスを安定的に提供していくためには、看護・介護従事者の身体負担軽減の観点から、初任者を対象とする介護学習システムの構築が必要です。

【施策の方向性】

(1) 福祉用具の普及促進

- ・ 福祉用具の相談に従事する職員の技術向上のため、研修会の開催や情報提供等を積極的に行うとともに、福祉用具に関する情報や制度内容について、より一層の啓発・広報活動に努めます。

(2) 訪問調査の実施

- ・ 補装具費支給において、身体的な制限や環境的な制限のある方に、医師の指示の下、訪問調査を実施するなど利用者の利便性の向上に資する取組を行います。

(3) 福祉用具・介護技術に関する研究

- ・ 障がい者等の自立行動支援や、良質で安価な福祉用具の供給による利用者の利便性の向上を図るため、工業技術センターにおける技術相談・技術指導や、「東九州メディカルバレー構想」での取組も含めた産学官連携による福祉用具等に関する開発・研究を支援します。

第3節 教育・育成

1 障がい児支援・育成施策の充実

(1) 障がい児支援の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい児が、その能力や可能性を最大限に伸ばし、豊かな生活が送れるよう、地域の教育・保育・療育資源において、障がい児個々のニーズに応じた受入れを進めることにより、学びの場や必要な支援の選択の機会を確保することが必要です。
- ・ 障がい児が利用する法定サービスについては、平成24年4月の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援などのサービスが整備されましたが、地域によってはサービスの提供体制に偏りがあるため、その平準化が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 既存施設を活用しつつ、地域の療育資源との連携を図りながら、障がい児が身近な地域で療育が受けられる体制の整備や、在宅サービスの平準化を図るとともに、研修等を通じたサービス提供従事者の資質向上などによるサービスの質の向上を図ります。
- ・ 障がい児を受け入れる保育所等（保育所、幼稚園、認定こども園等）のバリアフリー化の促進、保育士等（保育士、保育教諭、幼稚園教諭等）の確保や専門性向上を図るための研修の実施及び幼稚園への助成等を通じて、県内全域での障がい児の受入れを促進します。また、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が行う給付や支援業務が適正かつ円滑に行われるよう、市町村に対する必要な助言及び適切な援助を実施します。
- ・ 障害児入所施設や児童発達支援センターについて、障がいの重度・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の充実と強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置付けた上で、地域の事業所等との連携や障がい児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する療育機関としての役割を担えるよう、職員の研修を行うなど、支援体制の整備を図ります。

- ・ 障がい児の生活する身近な地域において健康相談等を行う保健所、保健センター等の保健師を**始め**とした職員の資質の向上を図るとともに、地域の保健・医療・福祉事業従事者間の連携を図ります。
- ・ こどもの意見を聴く機会の確保等が重要であることから、子ども・子育て支援等の利用を希望する障がい児が希望に沿った利用ができるよう、保育所や認定こども園、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）等における障がい児の受入れの体制の整備を図ります。

(2) 児童発達支援事業所等の計画的な設置促進

【現状と課題】

- ・ 小学校就学前の障がい児を対象とした児童発達支援や就学児を対象とした放課後等デイサービスの事業所は増加傾向にはありますが、地域や利用施設に偏在がみられることや、各事業所のサービスの質に差異がみられることから、県及び各市町村の障がい児**福祉**計画に基づいた、事業所の計画的な設置促進、障がい児療育に携わる人材の育成を図る必要があります。
- ・ 障がい児が地域の保育所等において、障がい児以外の児童との集団生活に適応するための支援を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 児童福祉法に基づき、児童発達支援事業所等において、障がい児に対して指導訓練等の支援を行う児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等を提供するとともに、障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス事業所等において、ホームヘルプサービス（居宅介護）、ショートステイ（短期入所）、日中一時支援等を提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実を図ります。
- ・ 各事業所等のサービスの質の向上を目指し、実地指導及び研修の開催を引き続き継続するとともに、障がい児及びその家族の利便性の向上を図るため、「児童発達支援ガイドライン」及び「放課後等デイサービスガイドライン」に基づきサービス内容・提供方法について、助言・指導を行います。

- ・ 児童発達支援センター、児童発達支援事業所が地域の中心となって、保育所等訪問支援などを活用しながら、保育所等、児童相談所及び保健所等との連携を図り、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を整備します。

(3) 障害児入所施設の今後の在り方

【現状と課題】

- ・ 障害児入所施設は、専門的機能強化を図った上で、地域において、虐待を受けた障害児等への対応を含め、様々なニーズに対応することが求められています。また、入所している児童が、18歳以降、大人にふさわしい環境へ円滑に移行できるよう、県や支援に携わる市町村、児童相談所、相談支援事業所等の関係機関と連携し、移行調整を進めていくことが求められています。
- ・ 県立こども療育センターは、児童福祉法に基づく障がい児療育の拠点施設として入所、通所による療育を実施するとともに、医療法に基づく小児整形外科病院として脳性まひなど比較的長期にわたる治療が必要な児童に、整形外科、小児科的治療やリハビリテーション、生活指導などを実施していますが、ショートステイ（短期入所）などの在宅サービスにおいては、利用者のニーズに十分対応できておらず、その充実が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 障害児入所施設については、障がいの重度・重複化や多様化を踏まえ、その専門的機能の強化を図るとともに、地域における中核的支援施設と位置付け、地域の事業所等との連携や、障がい児の医療的ケアを含めた多様なニーズに対応する機関としての役割を担うため、必要な体制整備を図ります。また、入所している18歳以上の障がい者が、障害者支援施設等に円滑に移行できるよう、市町村や関係機関と連携しながら、移行調整の協議の場の設置に努めます。
- ・ 県立こども療育センターにおいては、医療型障害児入所施設としての入所支援及びショートステイ（短期入所）、小児整形外科病院としての診療、児童発達支援センターとしての機能充実を図り、さらに、同センターを核とした小児リハビリテーションに係る研修や出張診療などを通じて、全県的な療育資源間のネットワークを構築します。

(4) 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児への対応

【現状と課題】

- ・ 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児については、入所可能な施設が偏在している一方で、在宅志向の高まりを受けて、特にショートステイ（短期入所）の充実が求められていますが、依然として各地域で受け皿が不足している状況にあり、家族の身体的・心理的負担の軽減のためにも、ショートステイ（短期入所）の提供体制の充実が喫緊の課題となっています。
- ・ 重症心身障がい児（者）、医療的ケア児の支援には医療的ケアが欠かせないことから、医療型ショートステイ（短期入所）などのサービスを提供する医療機関等の確保・充実に努める必要があります。特に、県西地域には、医療型ショートステイ（短期入所）などのサービスを提供する医療機関等が未設置の状況です。

【施策の方向性】

- ・ 重症心身障がい児（者）の入所施設が偏在している現状を踏まえ、未設置地区での民間法人の主導による施設の整備を引き続き推進するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児（者）、医療的ケア児のために、ショートステイ（短期入所）を始めとした在宅サービスの充実や、実地指導を通じたサービス提供従事者の資質向上などによるサービスの質の向上を図ります。
- ・ 医療型ショートステイ（短期入所）サービスの提供体制の確保・充実のため、医療機関等の空床利用による重症心身障がい児（者）、医療的ケア児のショートステイ（短期入所）の受入れを促進し、受入れを行う医療機関等の看護師等への研修を支援します。
- ・ 県立こども療育センターにおいて、県内の重症心身障がい児、医療的ケア児支援体制の整備を進める上で、唯一の県立医療型障害児入所施設としての役割を果たせるよう、引き続き支援内容の充実を進めるとともに、常勤小児科医の確保を始め、センター機能の強化に努めます。

- ・ 医療的ケア児支援法に基づき、医療的ケアが必要な障がい児等に対して、医療的ケア児支援センターが、相談に応じ、情報の提供や助言その他の支援、関係機関等への情報提供及び研修の実施等を推進するとともに、更なる周知・啓発を図ります。また、地域において包括的な支援が受けられるように、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携促進に努めます。（再掲）

(5) 発達障がい児（者）への対応

【現状と課題】

- ・ 療育（発達支援）については、医療機関や発達障害者支援センター、児童発達支援センター及び児童発達支援事業所等がその役割を担っていますが、専門的な支援（コミュニケーション支援やソーシャルスキル支援など）ができる機関が少ない状況にあります。
- ・ 発達障がいの専門的診断を行う医療機関や医師が非常に少ない状況にあり、初診を中心に長期の診察待ちが生じています。
- ・ 就学や就職をしてから初めて発達障がいと判明した人、発達の状態に不安や疑問を感じたという人が増えてきていることから、社会生活の様々な場面における早期発見に向けた仕組みの検討とあわせて、適切な窓口から早期に支援につなげるための取組が必要です。
- ・ 発達障がいの基本的な認識は広まってきたところですが、近年の法改正等を踏まえ、合理的配慮について更なる理解促進を図り、共生社会の形成に向けた県民意識の醸成を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 発達障害者支援センターは、必要な体制整備に努めるとともに、地域の関係機関が行う支援の専門性を高める間接支援機能の強化を目指し、児童発達支援センター、児童発達支援事業所を始めとする幼児期から成人期の発達障がい者支援に関わる支援機関の職員に対する専門性向上のための研修の充実を図ります。また、地域の支援体制の整備に向けて、地域のニーズや実態等の調査を行い、地域ごとに相談や助言、提案等のコンサルテーションに取り組みます。

- ・ 発達障がい診断する医師の負担軽減及び発達障がいの診断に参入しやすい環境づくりを目的に、発達障害者支援センター等の心理判定結果等を医師の診療につなげる等の仕組みづくりを検討します。
- ・ 18歳以上の発達障がい者や発達障がいの疑いがある方、その保護者等を対象とした交流会等を実施するなど、大人の発達障がいに対する理解度、認知度の向上を図ります。
- ・ 発達障がい者の円滑な社会参加を促進するため、発達障がいの特性への理解や必要な配慮などについて、広く県民や企業等に向けた啓発・広報活動を推進します。（再掲）

(6) 難聴児への対応

【現状と課題】

- ・ 難聴児の早期発見・早期療育推進のためには、保健、医療、福祉及び教育の連携体制の機能強化を図る必要があります。
- ・ 難聴児とその家族等を中心とした早期支援が、言語・コミュニケーション手段の獲得や家族等の不安軽減等につながることから、難聴児とその家族に対し適切な情報と支援を提供する必要があります。
- ・ 身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差があります。

【施策の方向性】

- ・ 難聴児の早期発見・早期療育推進のため、新生児聴覚検査・支援体制に係る協議会を開催するとともに、研修会の実施、普及啓発等により、推進体制を整備します。
- ・ 新生児聴覚検査に係る取組の推進のため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携促進に努めるとともに、難聴児とその家族への適切な情報提供の充実を図ります。
- ・ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の確保を推進します。
- ・ 聴覚特別支援学校等の教員の専門性向上に向けた取組の充実を図ります。

2 インクルーシブ教育システム（障がい者を包容する教育制度）の構築

(1) 教育支援の充実

【現状と課題】

- ・ 小・中学校等の特別支援学級在籍者数及び通級による指導を受けている児童生徒数は増加し続けており、特別支援教育のニーズは様々な面で高まっています。インクルーシブ教育システムの理念に基づき、個に応じた指導や支援を行うため、一人一人の教育的ニーズに的確に応え、状況の変化に柔軟に対応できるよう、連続性のある多様な学びの場の充実に努める必要があります。
- ・ 小・中・高等学校の学習指導要領が改訂され、特別支援教育に関する記述が具体的に明記されています。また、「特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導」の記述が、よりきめ細かになるなど、指導の充実について求められています。
- ・ 本県では、全ての市町村において「教育支援委員会」又は同様の機能を持つ組織（以下「教育支援委員会等」といいます。）が設置され、障がいのあるこどもの教育相談・支援、就学支援、就学後の支援内容の検討が行われています。
- ・ 各市町村においては、近年、教育支援委員会等の調査・審議の対象となる児童生徒数が増加しており、特に、発達障がいを始めとする障がいの多様化に対応できる専門家の確保などが課題となっています。また、市町村教育委員会における「総合的な判断」や「学校における合理的配慮の提供」の充実と保護者との「合意形成」の在り方が重要となっています。
- ・ 近年、学校に在籍する日常的に医療的ケアを受けることが必要不可欠である児童生徒等（医療的ケア児）は増加するとともに、令和3年6月に医療的ケア児支援法が成立し（同年9月施行）、医療的ケア児に対して教育を行う体制の拡充等を図ることが求められています。このような中、市町村教育委員会では、学校への看護師等の配置等を含め、医療的ケア児を安心・安全に受け入れるための体制の整備が急がれるところです。

- ・ このような現状から、今後、乳幼児期のできるだけ早い段階でこどもの障がいに気付き、教育、医療、保健、福祉等の関係機関が連携して一貫した教育支援を行う体制を地域ごとに整備していくことが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 小学校就学前教育・保育施設に勤務する保育士等の特別支援教育・障がい児保育に関する専門性を高めるため、実践的な研修を実施したり、関係機関による研修への支援を行ったりすることで保育士等の研修の充実を図ります。
- ・ 一人一人の特別な教育的ニーズに的確に応え、状況の変化にも柔軟に対応できるよう、通級による指導を中心に多様な学びの場の整備・充実に努めます。また、高等学校等に在籍する特別な教育的ニーズのある全ての生徒が、通級による指導を受けられる体制を整えます。
- ・ 市町村教育委員会と連携し、本人・保護者の意見を尊重しつつ、自立と社会参加を見据えて、本人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学びの場の選択がなされるための体制づくりを推進します。
- ・ 小学校就学前教育・保育施設における障がいのあるこどもの支援体制づくりや、関係機関が相互の連携を強化するための「相談支援ファイル」の活用の促進など、地域の早期支援体制の整備・充実を図ります。
- ・ 小学校就学前教育から高等学校教育までの切れ目ない一貫した指導・支援を実現するため、「個別の教育支援計画」等を活用した連携を推進します。

(2) 学校等の校内支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 小・中・義務教育学校・高等学校等の通常の学級において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童生徒の割合（令和4年度「特別支援教育体制整備状況等調査」）は、小学校92.5%、中学校89.1%、高等学校47.1%となっております。通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえ、必要な支援を適切につなぐため、個別の教育支援計画の作成及び活用を促進する必要があります。

- ・ 小・中・義務教育学校・高等学校等においては、特別支援教育の対象となる児童生徒が増加し続けていることから、特別支援教育の充実のために、各学校が組織的に取り組むことが必要です。また、校内における段階的な校内支援体制の整備が重要であることから、管理職による特別支援教育の視点を踏まえた学校経営が求められます。

【施策の方向性】

- ・ 特別な教育的ニーズのある児童生徒が切れ目のない支援を受けられるようにするため、学校巡回支援やエリア研修等を通じて、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の活用促進を図ります。
- ・ 障がいのあるこどもの能力や特性等に応じた指導・支援を一層推進するために、小学校就学前教育・保育施設や小・中・義務教育学校・高等学校等における校内支援体制の充実強化を図ります。
- ・ 高等学校入学者選抜検査受検時の中学校と高等学校との連携の体制や、発達障がいのある生徒等に必要な合理的配慮が提供される校内支援体制の充実など、高等学校等における特別支援教育体制を推進します。

(3) 各地域における一貫した支援体制の充実

【現状と課題】

- ・ 小・中・義務教育学校においては、この10年で、特別支援学級に在籍する児童生徒が約2.2倍、通級による指導を受けている児童生徒数は約2.9倍になっています。それに伴い、特別支援学級や通級指導教室の設置が増加していることや、県教育研修センターで実施される特別支援学級の初担当者を対象とした研修の受講者が毎年100名を超えている状況にあることなど、担当者の確保及び専門性の向上が求められています。
- ・ 令和4年12月文部科学省調査では、高等学校等において通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする生徒が2.2%在籍していることが推定され、高等学校等においても通常の学級に特別な教育的ニーズのある生徒が在籍していることを前提に、校内支援体制の充実が求められます。

- ・ 今後も、引き続き小学校就学前教育・保育施設から高等学校まで一貫した支援を行うとともに、地域の教育、医療、保健、福祉等の関係機関が、保護者の了解の下に情報を共有しながら、相互に連携した新たな地域連携体制の充実が求められます。

【施策の方向性】

- ・ 小学校就学前から高等学校卒業までの切れ目ない支援ができるエリアサポート体制の更なる充実を図ります。
- ・ 特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒が切れ目のない支援を受けることができるようにするため、「個別の教育支援計画」及び「個別の指導計画」の機能充実を図り、活用を促進します。これにより家庭・地域及び医療や福祉、保健、労働等の関係機関との連携を強化します。
- ・ 巡回による通級指導を実施するなど、小・中・義務教育学校・高等学校等の通級による指導を拡充するとともに、どの学校においても通級による指導が受けられるよう体制整備を進めます。

(4) 特別支援教育に係る理解啓発の推進

【現状と課題】

- ・ 障がいのある人と障がいのない人が、お互いに人格と個性を尊重し認め合い、ともに生きる社会の形成に向けた取組として、県民や保護者を対象に、様々な心身の特性や考え方をもつ全ての人々が相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合う「心のバリアフリー」を一層推進することが求められています。また、こどもたちが主体的に障がいのある方と交流に関する取組を行うことも重要です。
- ・ これまで、特別支援学校と小・中・高等学校との間、また、特別支援学級と通常の学級との間で行われてきた「交流及び共同学習」については、障がいのあるこどもだけでなく、障がいのないこどもにとっても、社会を構成する様々な人々と共に助け合い支え合って生きていくことを学ぶ機会であり、共生社会の形成に向けた重要な取組です。

【施策の方向性】

- ・ 小・中・高等学校等と特別支援学校の学校間交流や、高校生が主体となって特別支援学校の幼児児童生徒との交流を行う心のバリアフリー活動、特別支援学校に在籍する児童生徒の居住地校交流や交流籍の実践など交流及び共同学習の充実を図ることにより、多様性や公平・公正、包摂性のある共生社会の実現に向けた教育を推進します。

(5) 就労支援等の充実

【現状と課題】

- ・ 特別支援学校高等部卒業生の令和4年度の進路状況は、障がいの重度・重複化が進む中で、「福祉サービスの利用」が最も多く、全体の約64%を占めています。一方、「一般企業等への就職」は43名で、就職率は23%となっています。平成23年度以降は、常に20%台で推移していますが、更なる向上を図る必要があります。今後とも、早期から将来の自立と社会参加に向けた取組を児童生徒の発達や障がいの状態、特性等に合わせて行い、本人の就職への意欲を高め、保護者の願いに応えていくことが必要です。
- ・ 知的障がい者は卒業後、余暇の過ごし方に課題を抱える場合があります。充実した余暇活動は、将来の生きがいを見つけたり、社会参加への積極的な態度を身に付けたりする上で意義があります。現在、特別支援学校では、陸上や美術などの部活動等を行っていますが、今後、児童生徒が、卒業後も趣味や特技として継続して行えるような活動を見い出すとともに、地域と協働しながら生涯にわたって学び続ける場の提供など、個々の実態に合わせて支援できるような体制づくりが必要です。
- ・ こどもの多様なニーズに合わせた将来の社会的、職業的自立を目指すためには、地域における自立支援体制の整備が必要です。「就労サポート企業・機関」として、これまでも、地域の企業や公共機関の協力をいただきながら産業現場等における実習を行っていますが、今後は自立支援のための地域社会との協働により、自立支援の体制構築に一層取り組むとともに、マスメディア等を通じて、障がいのあるこどもの自立と社会参加に向けた啓発活動を更に推進することが必要です。

【施策の方向性】

- ・ 自立に向けた基礎的な力を高めるため、早期から計画的なキャリア教育を充実することにより、将来につながる自立支援を推進します。また、職業教育の充実を図るため、県内4地区に高等特別支援学校を設置し、地域に根ざした一般就労の更なる促進を図ります。
- ・ 日常生活におけるQOL（生活の質）の向上や新たな才能の開花につながる文化・芸術・スポーツ活動等の取組を推進するとともに、生涯を通して文化やスポーツに親しみ、自らの人生をより良くしていく態度を育成する取組を推進します。
- ・ こどもの将来の社会的・職業的自立に向けて、学校と企業や福祉・労働機関等との連携による支援の充実を図ります。また、こどもの自立と社会参加に向けた啓発活動を推進します。

3 教育指導の充実

(1) 小・中・高等学校等の実践的指導力の向上

【現状と課題】

- ・ 小・中・義務教育学校においては、近年、特別支援学級や通級による指導を受ける児童生徒数が増加するとともに、障がいの重度・重複化も見られ、例えば、知的障がいと自閉スペクトラム症を併せ有するこどもの場合、認知や理解の難しさに加えて、自閉症特有の意思疎通の難しさや、特定のものへのこだわりなどがあります。担当する教職員は、こどもの教育的ニーズを詳細に分析し、必要な支援を行うなど高い専門性が求められています。今後は、特別支援学級担任や通級指導担当教員などの特別支援教育担当者の指導力向上を図るための新たな研修の在り方について検討する必要があります。また、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童生徒への対応についても、具体的な指導や支援の方法等に関する教職員の研修ニーズが高まっています。

全ての教職員が特別な教育的ニーズのある幼児児童生徒を指導することを前提に、特別支援教育に係る専門性を高め適切な指導と必要な支援を講じることができるよう、一人一人の教員を支える仕組みを構築し、キャリアに応じた研修を実施することが不可欠となっております。

- ・ 高等学校においては、発達障がい等の特別な教育的ニーズのある生徒への対応について、教職員の共通理解を図る取組を行っているところであり、今後、更に実際の事例をもとにした指導・支援の方法等に関する実践的な研修を充実させていく必要があります。また、平成30年度から制度化された「通級による指導」について、高等学校の拠点校における校内体制や障がいのある生徒に対する指導に関する取組の充実を図るとともに、周囲の学校等へ啓発を行い、高等学校における特別支援教育の推進を図ります。

【施策の方向性】

- ・ 幼稚園教諭や保育士、保育教諭、小・中・高等学校等の全ての教職員が障がい特性や特別支援教育についての理解を深めるため、エリアサポート体制における研修や巡回相談をより一層充実させ、教職員の専門性の向上を図ります。

- ・ 管理職を含む全ての教職員及び教育行政担当者が身に付けるべき特別支援教育に係る知識・技能を担当別、能力別に整理し、体系的な研修体制を構築し、専門的な知識・技能を有する教員の養成を目指します。あわせて、特別支援教育に専門的に携わる教職員のキャリアアップを支援します。

(2) 特別支援教育の視点を生かした学校経営

【現状と課題】

- ・ 近年、特別支援学校では、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、病弱、肢体不自由の障がいの**ほか**に、複数の障がいを併せ有する重複障がいのある**こ**どもが在籍している状況にあります。その中には、医療的ケアを必要とする**こ**どもも含まれており、対象者の数は**増加傾向にあり**、一人一人の状態については重症化の傾向にあります。
- ・ また、重度の知的障がいのある児童生徒と軽度の知的障がいのある児童生徒がそれぞれ多数在籍する二極化の傾向にあります。このような重度・重複化への対応や多様な障がいの特性に応じた教育を行うためには、教員のより高い専門性と実践的な指導力の向上が求められます。

【施策の方向性】

- ・ 特別支援学校教職員に求められる、より高度な専門性に対応するため、医療、福祉等の外部専門家と連携しながら、医学や科学技術の進歩に対応した指導法や指導技術の習得、研究を推進し、専門的指導力の向上に努めます。

4 教育環境の整備

(1) 安全・安心な教育環境の整備

【現状と課題】

- ・ 近年、特別支援学校に在籍するこどもの数は、少子化の中にあっても増加しており、障がいの状況は重度化、多様化する傾向にあります。これらに対応するため、本県では、障がいのあるこどもが地域の中で暮らし、学ぶことができる地域就学を推進するため、平成16年度から、特別支援学校の計画的、段階的な整備を進めています。
- ・ 特別支援学校への通学のためスクールバスを10校に整備しているところであり、今後、全県的にスクールバスの効果的な整備の在り方を検討していく必要があります。
- ・ 特別支援学校の中には福祉避難所の協定を締結している学校もあり、防災だけではなく災害後の対応も求められるようになるなど特別支援学校の役割も変化してきています。これからは、防災機能の見直しに加え、災害後の対応の在り方等について地域や地方自治体と連携して進めていくことが求められています。

【施策の方向性】

- ・ 特別支援学校の課題に対応し、教室不足や狭隘化を解消するために、全県的、総合的な視点に立ち、計画的、段階的に教育環境を整備します。
- ・ 障がいのあるこどもが安全で安心な学校生活を送ることができるよう、教室不足への対応やスクールバスの整備、医療的ケアの充実など特別支援学校の課題に対応した教育環境整備に努めます。
- ・ 特別支援学校において、津波等による災害発生時に対応できるよう、障がい者の避難所としての機能充実や災害避難受入れ体制を強化するための整備の推進など、防災機能の強化に一層努めます。

(2) 特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくり

【現状と課題】

- ・ 障害者基本法の改正において、障がい者の教育に関しては、教材等の提供、学校施設の整備等を促進しなければならないとされ、また、障害者差別解消法においては、行政機関における合理的配慮の提供が義務付けられました。
- ・ また、学習指導要領においては、障がい種別の指導や支援の工夫だけでなく、各教科等の学びにおいて考えられる困難さに対する指導の工夫の意図や手立ての例が示されています。
- ・ 障がいのあるこどもが主体的、意欲的に学ぶようにするためには、一人一人のこどもの障がいの状態等に応じた情報保障や教材（補助用具を含む）の活用等の学習環境の整備が必要です。
- ・ 障がいのあるなしに関わらず、誰にでも分かり易い表示や資料の図式化などの授業のユニバーサルデザイン化等、学習環境についても整備を推進する必要があります。
- ・ 障がいのある生徒等の高等学校等の入学試験の実施に際して、別室実施や時間の延長、ICTの活用など、個別のニーズに応じた合理的配慮の提供を含めた必要な配慮が求められています。

【施策の方向性】

- ・ 障がいの状態、特性等に応じたICT機器の活用やユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業をより一層推進し、主体的・対話的で深い学びができるよう学習環境を整備します。
- ・ こどもたちの達成感、自己肯定感を高めるため、一人一人の障がいの状況に応じた合理的配慮の提供が適切に行われるなど、特別支援教育の観点に基づく授業づくりや学級集団づくりを推進します。
- ・ 障がいのある生徒等の高等学校等の入学試験時や入学後の学校生活における個別の教育的ニーズに応じた合理的配慮や必要な支援が受けられるよう体制を整備します。

第4節 保健・医療

1 障がいの原因となる傷病の予防、早期発見、治療の推進

(1) 母子保健対策の充実

【現状と課題】

- ・ 母子保健対策の中で実施される妊婦健康診査、産婦健康診査、乳幼児に対する健康診査、児童に対する健康診断などで、障がいや障がいの原因となる傷病の発生予防や早期発見、治療等のための取組を行っています。

また、母子保健事業に従事する関係者の資質の向上を図るため、市町村の保健師等へ研修を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 今後も妊産婦・乳幼児・児童に対する健診、保健指導・相談の適切な実施、周産期医療・小児医療体制の充実等を図るとともに、障がいや障がいの原因となる傷病等の早期発見、治療及び早期療養を図ります。
- ・ 市町村が実施する母子保健事業の充実のために、研修や関係機関の連携を図る協議会・連絡会の開催等を通じた支援を行います。

(2) 相談・指導体制等の充実

【現状と課題】

- ・ ハイリスクの妊婦や乳幼児について、関係機関が情報交換・検討を行うために、保健所を中心に4つの周産期医療圏において「地域周産期保健医療体制づくり連絡会」を開催しています。未熟児等のフォローや地域の体制づくりを検討・研修する場として、今後も充実を図る必要があります。
- ・ 発達障害者支援法の施行により、市町村は、発達障がい児が早期発達支援を受けることができるよう、適切な措置を講じることとなったことから、県は市町村の求めに応じ助言、技術支援等を行う必要があります。
- ・ 障がいの原因となる傷病には、生活習慣病も含まれることから、その予防等を推進する取組も求められています。

【施策の方向性】

- ・ 周産期に起因する障がいや障がいの原因となる**傷病等**の発生を防止するため、産婦人科医等の関係者との連携を密に図るとともに、関係者に対する研修等を行い、資質の向上を目指します。
- ・ 市町村の妊産婦・乳幼児への相談体制の充実及び乳幼児健診後のフォロー体制の確立を目指し、研修等を通じて広域的技術支援を行います。
- ・ 障がい者の健康の保持・増進を図るため、福祉サービスと連携した保健サービスの提供体制の充実を図ります。
- ・ 障がいに起因して合併しやすい疾患、外傷、感染症等の予防と、これらを合併した際の障がい及び合併症に対して適切な医療の確保を図ります。
- ・ 糖尿病等の生活習慣病を予防するとともに合併症の発症や症状の進行等を予防するため、栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣の改善による健康の増進、**医療連携体制の推進**、健康診査・保健指導の実施等に取り組みます。
- ・ 保健所、精神保健福祉センター、児童相談所、市町村等による保健サービス等の提供体制の充実及びこれらの連携を促進します。

2 医療サービスの充実

(1) 医療提供体制の整備

【現状と課題】

- ・ 少子・高齢化や、慢性疾患の増加による疾病構造の変化、医療技術の進歩など、医療を取り巻く環境は大きく変化するとともに、障がい者を含め、県民の医療に対するニーズは、高度化・多様化しています。
- ・ 関係機関による機能分担等を図りつつ、高度・専門的な医療や、初期から二次、三次までの救急医療、大規模災害発生時の災害医療など、生命や健康を支える医療体制の確保が大きな課題となっています。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、行政に要望する取組として、「所得保障の充実」に次いで、「保健医療サービスの充実」の回答の割合が高くなっています。
- ・ 肢体不自由児等の医療や機能訓練が必要な児童については、県内の小児の整形外科医療及びリハビリテーションの拠点施設である県立こども療育センターに、県内各地から通院している状況があります。
- ・ 通院が困難な障がい児者に対する歯科診療及び口腔ケアは、歯科疾患予防だけでなく発熱や誤嚥性肺炎の予防、摂食・嚥下機能低下の予防などにもつながることから、在宅歯科診療を推進する体制を整備することが重要となります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制の充実を図ります。特に、高齢化等による障がいの重度・重複化の予防及びその対応に留意します。また、医療機関における障がいの特性に応じた合理的配慮の提供の周知・啓発にも取り組めます。
- ・ 適切な医療を提供するため、高度・専門的な医療やへき地医療など、地域で求められる医療機能の充実強化に向けて、関係機関による機能分担や連携を進めるとともに、救急、災害医療体制の充実を図ります。

- ・ 県内の重症心身障がい児（者）医療・療育体制の充実を図るため、重症心身障がい児（者）医療・療育サービス向上の研究や医師・看護師等の人材育成等を支援します。
- ・ 障がい者施設や医療機関が実施する口腔ケアの取組を支援します。
- ・ 障がい児者、要介護者などが安心して歯科保健医療サービスを受けることができるよう、宮崎歯科福祉センターと協力歯科医療機関との連携を強化するとともに、関係者に対する研修を行い、資質の向上を目指します。
- ・ 県立こども療育センターへの通院に時間を要する地区については、県立こども療育センターの医師や看護師、訓練士等を派遣する出張診療や巡回療育相談を実施します。

(2) 医療費公費負担制度の周知

【現状と課題】

- ・ 障がい者の心身の障がいの状態の軽減と医療費の負担の軽減を図るため、医療費公費負担制度として、障害者総合支援法に基づく自立支援医療費（育成医療、更生医療、精神通院医療）等の制度があります。
- ・ 必要とする人が確実にこの制度を利用できるよう、より一層の周知に努める必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 医療費公費負担制度について、障がい者やその家族、医療機関等の関係機関への一層の周知に努めます。

(3) 機能訓練体制の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者の能力を可能な限り回復させ、社会生活や家庭生活を営むことができるよう、機能訓練の充実を図る必要があります。特に、障がい者が住み慣れた地域での生活を続けるためには、身近な地域で適切なリハビリテーションが受けられる体制を整備する必要があることから、関係機関のリハビリテーション活動の推進、関係職員の研修、実施機関や従事者からの相談対応や技術的支援を行っています。

【施策の方向性】

- ・ 今後も介護保険制度との連携を図りながら、地域リハビリテーション関係団体による職員の研修・相談対応・技術的支援等を行い、住み慣れた地域で適切なリハビリテーションを受けることができる体制の整備を促進します。
- ・ 肢体不自由児が身近な地域で日々のリハビリテーションが受けられるよう民間病院等の理学療法士や作業療法士等の訓練士に対する研修を継続して実施します。
- ・ 骨、関節等の機能や感覚器機能の障がい、高次脳機能障がい等のリハビリテーションによる機能の維持、回復が期待される障がいについては、適切な評価、病院から地域等への一貫したリハビリテーションの確保を図ります。

3 精神保健対策の推進

(1) 精神医療体制の確立

【現状と課題】

- ・ 障がい者アンケート調査結果では、精神障がい者のこれからの暮らし方として、7割以上の方が「家族と同居」、「一人暮らし」、「グループホームで生活」など地域での生活を希望されています。（再掲）
- ・ 精神障がい者が地域において安心して暮らしていくためには、地域住民の理解、必要な医療の提供や、生活面での様々な支援が不可欠であり、地域における適切な支援体制を整備する必要があります。
- ・ 入院患者全体の 75.3%（全国平均 63.1%）が65歳以上と高齢化しており、精神疾患以外に様々な身体合併症がある人が増えてきています。
- ・ 緊急な医療を必要とする精神障がい者のために、土曜・日曜・祝日・年末年始において、病院群輪番制による24時間体制の精神科救急医療体制の整備、運営を行っています。また、精神疾患以外に様々な身体合併症を伴う場合が増えており、精神疾患と身体疾患の合併症による困難事例に対する医療体制を確保する必要があります。
- ・ 児童・思春期精神疾患については、児童精神科専門病棟が、国立病院機構宮崎東病院において30床整備され、教育機関との連携や急性期から回復期までの専門的な治療環境の提供が図られています。
- ・ 不登校、家庭問題、虐待、いじめなどにより引き起こされる こどもの心の問題の増加に伴い、こどもの心の診療相談体制を充実する必要があります。
- ・ 精神科病院における人権に配慮した医療の確保については、精神医療審査会との連携を図りながら、引き続き人権に配慮したより良い医療の提供が可能となるよう指導を行っていく必要があります。
- ・ 心神喪失者等医療観察法指定医療機関は、心神喪失等により重大な他害行為を行った者に対する必要な医療提供を行うとともに、保護観察所等の関係機関との連携が必要です。

【施策の方向性】

① 退院可能な精神障がい者の退院の促進

- ・ 精神障がい者が、地域において適切な医療の提供を受けながら安心して生活を送れるよう、地域移行を推進する関係団体等のネットワークを強化するため、地域交流事業の実施や精神障がい者地域移行支援協議会の運営、障害福祉サービスに係る相談支援体制の強化等による支援体制の充実に努めます。
- ・ 退院に向けた治療や支援、地域の関係機関との連携強化に努め、精神障がい者の地域移行のための退院支援を促進するため、ピアサポート（当事者による支援）や相談支援事業所等と連携しながら、対象者、医療従事者への啓発・研修等を行うとともに、地域の受入機関や家族等関係者への支援体制を強化します。
- ・ 地域生活に移行した後の生活を支えていくために、グループホーム等の住まいの場の整備・充実に努めます。
- ・ 高齢者の地域生活への移行に当たっては、介護保険制度による対応も考慮し、医療、障害福祉サービス分野等の関係機関と地域包括支援センター等関係機関の連携促進を図ります。

② 合併症等の専門機能の強化

- ・ 精神科病院では、他の医療機関や搬送機関と十分に連携を図りながら、身体疾患を合併する患者に対して救急医療や適切な専門医療の提供に努めます。
- ・ 精神科医療に関する全県レベルの中核病院として、県立宮崎病院内の精神医療センターで、他の精神科病院では対応困難な急性期治療、難治性疾患治療及び身体合併症治療の効果的・安定的な提供に努めます。

③ 救急医療体制の整備

- ・ 様々な救急ニーズに対応できる精神科救急医療システムの円滑な運用を図るため、精神科救急情報センターの機能充実に努めます。

- ・ 身体合併症を有する救急患者については、県立宮崎病院精神医療センターにおいて24時間365日の医療を提供しており、精神科病院協会や精神科診療所協会からの協力を得ながら、高度医療を必要とする患者への対応の充実を図ります。

④ 児童・思春期精神疾患への対応

- ・ 児童・思春期精神疾患の入院治療を行っている児童生徒については、引き続き、医療・福祉・教育に配慮した緊密な連携体制の充実に努めます。
- ・ 精神保健福祉センターでは、思春期の問題を抱える児童生徒や保護者、教師等を対象に、「思春期精神保健診療」を実施しており、学校保健等とも連携し、専門的な早期対応に努めます。

⑤ 人権に配慮した医療の確保

- ・ 精神科病院の管理者・職員へ「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」といいます。）の理念の周知に努めるとともに、精神医療審査会の審査と精神科病院への実地指導との効果的な連携を図ることにより、人権に配慮した適正な精神科医療の充実に努めます。
- ・ 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」に基づき、同法対象者に対する指定医療機関による必要な医療が提供できるよう、保護観察所等の関係機関との連携に努めます。

(2) 地域精神保健対策の推進

【現状と課題】

- ・ 精神障がいに対する正しい知識と理解を深めることによって、障がい者が地域でともに安心して生活できるよう、宮崎県精神保健福祉大会を開催しているほか、広報誌の発行、講演会、家族教室等を開催し、普及啓発を行っています。
- ・ 精神障がい者の社会復帰には、家族、地域、職場等の理解が不可欠であり、県民全体を対象とした普及啓発だけでなく、精神障がい者の周囲の人々の理解の促進を図る必要があります。

- ・ 精神障がい者及びその家族に対し、保健師等による訪問指導及び相談、また、市町村においては、家族交流会等を行っています。
- ・ 地域で生活する精神障がい者に対し、より身近な市町村できめ細かな支援ができるよう専門的、広域的な支援をする必要があります。

【施策の方向性】

① 正しい知識の普及等

- ・ 地域住民がこころの健康に関心を持ち、精神的健康の保持増進を図るために、地域精神保健福祉連絡協議会等と連携し、こころの健康づくりに関する知識の普及啓発に努めるとともに、医療相談や様々な相談窓口の周知に努めます。
- ・ 相談支援専門員等の相談支援に携わる人材の確保や障害福祉サービスの充実を図り、精神障がい者に対する周囲の人々の理解について、これまで以上の促進を図ります。
- ・ 地域精神保健福祉業務を担う保健所に精神障がい者地域移行支援協議会を設置し、地域における社会資源の把握や体制整備のための調整、精神障がい者の支援の推進のために必要な研修の実施に努めます。

② 市町村事業の充実

- ・ 市町村が相談支援事業を実施するに当たり、処遇困難ケース対応への技術支援、人材育成及び相談支援事業者の活用等について助言等を行い、事業の充実を図ります。
- ・ 市町村、関係機関、社会福祉施設等に対する研修を行い、人材育成を図るとともに、連携体制の構築等に努めます。
- ・ 居宅介護など訪問系サービスの充実や地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）、自立生活援助の提供体制の整備に努めます。

4 難病患者等への施策の推進

【現状と課題】

- ・ 難病患者の医療費の負担軽減を図るため、医療費公費負担制度として、難病法に基づく特定医療費（指定難病）助成制度があります。
また、小児慢性特定疾病にかかっている児童等については、児の健全育成及び患者家族の医療費の負担軽減を図るため、医療費公費負担制度として、小児慢性特定疾病医療費助成制度があります。
- ・ 難病患者を含む障がいのある人が、身近な地域において、保健・医療サービス、医学的リハビリテーション等を受けることができるよう、提供体制の充実を図る必要があります。
- ・ 難病患者の日常生活の相談・支援を継続し、対象疾病の拡大に対応した相談支援体制の充実や難病患者の経済的自立に繋がる就労支援の強化に取り組む必要があります。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、難病患者が障害福祉サービスを利用できることについて、「知らない」の割合が61.3%となっており、継続した啓発・広報の取組が必要な状況です。

【施策の方向性】

- ・ 難病患者に対し、総合的な相談・支援や地域における受入病院の確保を図るとともに、在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。
- ・ 難病患者の療養上、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るとともに、難病患者の様々なニーズに対応したきめ細かな相談や支援を通じて地域における難病患者支援対策を実施するため、難病相談・支援センターを中心とし、公共職業安定所などの様々な関係者間での連携を推進し、地域で生活する難病患者の日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進などを行います。
- ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病患者家族の医療費の負担軽減を図るため、引き続き医療費助成を行います。

- ・ 難病患者等に対する障害福祉サービス等の提供に当たっては、各市町村において、難病等の特性（病状の変化や進行、福祉ニーズ等）に配慮した円滑な事務が実施されるよう、研修や情報提供を行うとともに、難病患者（対象疾病のみ）が障害福祉サービス、相談支援等の対象であることについての普及啓発を促進します。
- ・ 外見からは分からなくても援助が必要な人への思いやりのある行動を県民全体へ広めていくため、平成30年度から導入した「ヘルプマーク」の更なる普及啓発に取り組みます。（再掲）

5 福祉・保健・介護・医療の連携

【現状と課題】

- ・ 県の機関である身体障害者相談センター、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、保健所等では、それぞれ連携して、保健・医療・福祉に関する様々な相談に対応しています。
- ・ 発達障がい、高次脳機能障がい等の専門性の高い相談支援が必要な障がいについても、関係機関が連携した対応が求められています。
- ・ 障がい保健福祉圏域における広域的な施策の推進を図るため、高齢者保健福祉圏域における要援護高齢者に対する福祉・保健・介護・医療の連携体制を活用しながら、行政機関や施設、病院、関係機関の相互の協力による連携を図っています。
- ・ 地域における福祉・保健・介護・医療の一体的なサービスを提供するため、障がい者を対象とするケアマネジメントの手法の普及を図っています。
- ・ 障がい者が地域での生活を送る上で、個々の障がい者のニーズに応じて、地域の社会資源も活用しながら、総合的かつ継続的に支援を行うケアマネジメントは極めて重要な役割を果たすことから、ケアマネジメントに従事するサービス管理責任者、相談支援従事者の質の向上とレベルの平準化が必要となっています。

【施策の方向性】

(1) 県レベルでの連携

- ・ 県の関係機関の体制整備のほか、機関相互の連携や関係団体との連携を強化します。
- ・ 発達障害者支援センター及び高次脳機能障がい支援拠点機関においても、医療・保健・福祉・労働等の関係分野で組織される連絡会議等を開催し、地域支援ネットワークの強化を通じて相談支援体制の整備を図ります。

(2) 障がい保健福祉圏域での連携

- ・ 障がい保健福祉圏域ごとに、地域自立支援協議会等を活用して、行政機関や施設、病院、関係機関等の連携の強化を図ります。

(3) 地域レベルでの連携

- ・ 地域自立支援協議会で、相談支援事業者の評価を行い、サービス管理責任者や相談支援従事者の質の向上とレベルの平準化を図ります。

(4) 他の計画と連携した施策の推進

- ・ 福祉・保健・介護・医療が連携した効果的な施策展開を図るため、「宮崎県医療計画」、「宮崎県高齢者保健福祉計画」、「宮崎県地域福祉支援計画」、「宮崎県発達障がい者支援計画」と連携した施策の推進を図るほか、「宮崎県障がい福祉計画」に定める目標達成に向けた施策の推進を図ります。

第5節 雇用・就業、経済的自立の支援

1 一般就労支援施策の充実

【現状と課題】

- ・ 障がい者の一般就労については、「障害者雇用促進法」及び「障害者総合支援法」等に基づき取り組んでいます。障害者雇用促進法の改正により、令和6年4月から民間企業の法定雇用率が2.3%から2.5%へ、令和8年4月からは2.5%から2.7%へ段階的に引き上げられます。今後も、関係機関が連携し、障がい者の一般就労に向けた取組を一層強化するとともに、障がい者が働きやすい職場環境づくりを進めるための普及啓発などを進めていく必要があります。
- ・ 障害者雇用促進法に基づく令和4年6月1日現在の障がい者の雇用率を見ると、障がい者を雇用する義務のある常用労働者43.5人以上の本県の民間企業における障がい者の雇用状況は2.57%となっており、全国平均の2.25%や法定雇用率2.3%を上回っています。また、県内の障がい者法定雇用率を達成している企業の割合は63.0%であり、全国平均の48.3%を上回っています。
- ・ 県内の公共職業安定所における一般就労を希望する障がい者の登録状況を見ると、令和5年3月末現在で12,033人であり、うち4,164人が求職活動を行っており、就業中が7,250人、職業訓練や病気等で619人が保留となっています。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、障がい者の就労に必要な環境・条件整備として、「障がい者を雇用する事業主の理解」の割合（39.7%）が最も高く、次に「職場仲間の障がい者への理解」（31.3%）などが続いており、今後も障がい者就労に関する普及啓発が必要な状況です。さらに、「通院などの休みや勤務時間の変更を認める柔軟な勤務体制」を希望する人も多くなっています。

- ・ 障害者職業能力開発校への入校促進や障がい者技能競技大会の参加職種の拡大のほか、障がい者委託訓練や、県立産業技術専門校高鍋校「販売実務科」における知的障がい者を対象とした訓練の実施など、障がい者の職業能力の開発に取り組んでおり、今後も、障がい者の態様に応じた多様な職業訓練を推進する必要があります。
- ・ 県内の障害福祉サービス事業所等から民間企業等に就労した人数（令和4年度）は、238人となっており、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は162人まで落ち込みましたが、平成29年度の205人と同水準まで回復しています。今後も、障害福祉サービス事業所等におけるサービス内容の充実を図り、施設からの就職者数を増やしていく必要があります。

【施策の方向性】

(1) 雇用の場の拡大

- ・ 毎年9月を「障がい者雇用支援月間」とし、宮崎労働局や高齢・障害・求職者雇用支援機構と連携して、障がい者雇用優良事業所及び優秀勤労障がい者の表彰式と月間開始式を開催するとともに、テレビ、ラジオ、インターネットなどの媒体を活用して、広く県民に対する普及啓発を実施します。また、障がい者雇用コーディネーターや自立支援推進員等による事業所訪問時など、あらゆる機会を捉えて普及啓発を行います。
- ・ 障がい者雇用に関する理解を深め、雇用促進・職場定着を図るため、企業の事業主等を対象としたセミナー開催など、普及啓発を引き続き実施します。
- ・ 障がい者の就職機会の増大を図るため、公共職業安定所と協力して就職を希望する障がい者と求人事業所による合同面接会を開催します。
- ・ 国の「プライバシーに配慮した障害者の把握・確認ガイドライン」の正しい理解による適正な障害者雇用率制度の適用について、関係機関等と連携の上、官民の関係機関等への周知を実施します。

- ・ 障害者差別解消法及び障害者雇用促進法に基づき、就労場面における障がい者に対する差別の禁止及び障がい者が職場で働くに当たっての支障を改善するための合理的配慮の必要性について、地方公共団体及び企業の事業主等への普及啓発を行い、障がいのある人と障がいのない人との均等な機会、待遇の確保を図り、障がい者の有する能力の有効な発揮を促進します。

(2) 就職相談、職場定着支援の推進

- ・ 一般就労を希望する障がい者の就職活動を支援するため、7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置している「障害者就業・生活支援センター」において、公共職業安定所や宮崎障害者職業センターなどの関係機関と連携しながら、就業面及び生活面からの一体的な相談支援を実施するとともに、職場定着支援を行います。
- ・ 就労移行支援事業所等を利用して一般就労をした障がい者については、就労に伴う生活面の課題に対する支援を行う就労定着支援により職場定着を推進します。
- ・ 特別支援学校においては、自立支援推進員等を配置し、職場実習及び就職先の開拓や就職後の職場定着支援を行います。
- ・ 県立産業技術専門校高鍋校においては、公共職業安定所、宮崎障害者職業センター及び障害者就業・生活支援センター等で構成する「販売実務科就労支援等検討会」の開催等を通じて、知的障がい者の就職に向けた職場実習や就職先の開拓、修了生の就職後の職場定着支援に取り組みます。

(3) 職業能力開発の充実

- ・ 障害者職業能力開発校への入校を促進するとともに、県立産業技術専門校高鍋校においては、知的障がい者を対象として、職業訓練を実施します。
- ・ 県障がい者技能競技大会における成績優良者の表彰、全国障がい者技能競技大会への選手派遣を通じて、障がい者の技能向上を支援します。

- ・ 障がい者委託訓練における知識・技能習得訓練コース、事業所での職場実習を中心とした実践能力習得訓練コース及び通所が困難な方を対象としたeラーニングコースの実施により、就職を希望する障がい者の態様に応じた職業能力開発を実施します。
- ・ 通勤困難な障がい者の一般就労を支援するため、インターネットを活用した在宅での研修を実施するとともに、その技術を習得した障がい者を対象として、在宅就労を支援します。
- ・ 障害者総合支援法に基づく就労系サービス（就労定着支援事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業）の充実を図るため、企業での実習や施設外就労等を引き続き促進するとともに、関係機関の協力の下、就労支援に従事する支援員を対象とした支援スキルの向上のための研修を実施します。

(4) 関係機関との連携強化

- ・ 労働・福祉・教育の各分野の行政機関や企業、障がい者就労支援機関、障害福祉サービス事業所等、学校、障がい者団体等で構成する「宮崎県障がい者雇用促進協議会」において、障がい者の就労促進のための施策等について検討を行い、官民一体となって支援の充実を図ります。
- ・ 7つの障がい保健福祉圏域ごとに設置され、就業・生活指導に関する助言を行う、障がい者と企業の総合相談窓口である障害者就業・生活支援センターを中心とした就労支援ネットワークの構築を推進します。

2 一般就労が困難な障がい者への就労支援

【現状と課題】

- ・ 直ちに一般就労することが困難な障がい者に対し、働く機会の提供や就労訓練等を行う就労継続支援事業（A型・B型）については、平成30年度末時点の174事業所から令和4年度末時点では210事業所へと整備が進んでいる状況にあります。
- ・ 令和3年7月に「宮崎県障がい者工賃向上計画」を改定し、令和4年度における本県の工賃向上対象施設の平均工賃は20,459円となり、全国平均（国・集計中）円を上回っていますが、事業所間の格差などの課題があることから、更なる工賃向上を図るための具体的な方策が必要です。

【施策の方向性】

- ・ 一般就労することが困難な障がい者に対し、就労継続支援事業や地域生活支援センター等を通して、就労の機会や生産活動の機会の提供を行うとともに、その内容の充実を図ります。
- ・ 「宮崎県障がい者工賃向上計画」に基づき、工賃向上支援チームによる事業所指導や研修会の開催、イベント等での共同販売などに取り組みます。
- ・ 農業の専門家等の事業所への派遣、マルシェ（市場）の開催、農作業等の生産活動のマッチング支援、農業現場で農福連携を実践するための具体的なアドバイスを行う支援人材の育成等により、農福連携を推進し、障がい者の工賃向上を図ります。
- ・ 平成25年4月に施行された障害者優先調達推進法に基づき、県庁内における障がい者就労施設等からの物品・役務の調達を引き続き推進します。

3 経済的自立の支援

【現状と課題】

- ・ 障がい者の安定した生活の基盤をつくり、地域でともに生活するためには、障がい者の雇用・就業に関する施策を進めるとともに、本人やその家族に対する各種手当、医療費助成制度、貸付制度の普及促進を図っていくことが重要です。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、行政に要望する取組として、「所得保障の充実」、「公共料金の割引」などが多く挙げられていることから、地域での自立した生活を送るための経済的自立の支援を今後も継続していく必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が地域で質の高い自立した生活を営み、自らのライフスタイルを実現することができるよう、障がい者の雇用・就業の促進に関する施策を一層進めるとともに、手当等の事業を継続的に実施します。また、新聞や広報紙、テレビ・ラジオ番組、インターネットなどを活用して、各種施策や事業の周知を図ります。
- ・ 障がい者の経済的負担を軽減する重度障がい者（児）医療費助成制度や各種の税制上の優遇措置・減免制度及び生活福祉資金貸付制度等について、県庁ホームページ等を活用し、周知の徹底を図ります。

第6節 情報・コミュニケーション

1 意思疎通支援の充実

【現状と課題】

- ・ 手話、要約筆記、点字、音訳、触手話など障がいの特性に応じた意思疎通手段を利用する方が、地域社会で安心して生活していくためには、それぞれの障がいの特性を理解し、それぞれの意思疎通手段の技術を身につけた通訳者等の支援者が不可欠であり、増加する意思疎通支援へのニーズに対応できるよう、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」及び「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、障がい者の意思疎通支援の充実を図る必要があります。
- ・ 障害者基本法において手話が言語に含まれることが明記され、また、全国的に言語としての手話の普及や手話を利用しやすい環境整備、その他点字、要約筆記など障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及を図ることを目的とした手話言語条例の制定が進んでいます。
- ・ 障害者総合支援法が施行されたことに伴い、各種養成事業を中心に意思疎通支援事業における都道府県と市町村の役割が明確化されました。
- ・ 視覚障がい者に対しては点訳・朗読奉仕員の養成事業を、聴覚障がい者に対しては手話通訳者・要約筆記者の養成事業を行っています。また、盲ろう者に対しては盲ろう者向け通訳・介助員の養成事業を、失語症者に対しては失語症者向け意思疎通支援者の養成事業を行っています。
- ・ 点訳・音訳及び手話・要約筆記等は、いずれも障がい者にとって重要な意思疎通支援の一つですが、地域によって養成講習会等の未実施地域や参加者の少ない地域があります。

【施策の方向性】

- ・ 県が定める「手話等の普及及び利用促進に関する条例」に基づき、障がいのある人もない人も意思疎通を円滑に行うことができる共生社会を目指し、手話や点字、要約筆記など障がいの特性に応じた幅広い情報伝達手段の普及や利用促進、県民への普及啓発を行うとともに、市町村と連携の上、各種施策を講じます。

- ・ 手話通訳者等の意思疎通支援者の養成講習会等の開催について、県内全域に周知を図るとともに、意思疎通支援者の少ない地域における人材育成に努めます。
- ・ 手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の派遣について、市町村における意思疎通支援者の派遣体制も踏まえながら、必要に応じた派遣事業の実施に努めます。
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者の派遣について、意思疎通支援者の十分な確保及び市町村のニーズ把握を進め、必要となる派遣体制の整備に努めます。
- ・ 情報取得・利用や意思疎通支援に関する支援機器の利用の促進とその周知を図るとともに、機器を必要とする障がい者に対する給付、利用の支援等を行います。
- ・ 公共的施設の案内表示等については、知的障がい者等の意思疎通支援に資するため、誰にでも理解しやすい絵文字（ピクトグラム）の使用を推進します。

2 情報取得・利用のしやすさの推進

【現状と課題】

- ・ 障がい者の自己決定に基づく社会参加に当たり、様々な行事・イベントや行政サービス等が掲載された県政情報の取得・利用は、大変重要な役割を果たしています。
- ・ 県の広報媒体の作成に当たっては、障がいの特性や障がい者の生活実態、昨今のICTの進展への対応等に配慮することが必要です。
- ・ 日常生活や社会生活に制限を受けやすい障がい者にとって、ホームページやSNS、電子メール等を活用した情報取得・利用や情報交換は、社会参加やコミュニケーションの幅を広げる有効な手段となっています。
- ・ 障害福祉サービス等を提供する事業所数が増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっています。
- ・ 障がい者がホームページ等を利用する上で、障がいの特性及び障がい者の生活実態等により多くの社会的障壁があることから、障がい者が情報を利用しやすい環境の整備などの合理的配慮が求められています。

【施策の方向性】

(1) 障がい者等に配慮した県の広報媒体の作成

- ・ 「県広報みやざき」及び「みやざき県議会の動き」（広報紙）の点字版や音声版（CD）の配布などにより、視覚障がい者に対し、引き続き、県の施策や行事などの県政情報を定期的に提供します。
- ・ 県政テレビ番組の聴覚障がい者への配慮に当たっては、平成23年度から全編字幕を挿入しているところですが、今後も、更なる充実とともに分かりやすい番組づくりに取り組みます。
- ・ 県ホームページに掲載する県政情報の充実に努めるとともに、最新のウェブアクセシビリティ規格を踏まえ、障がいの有無や利用環境に関係なく、誰もが情報や機能を支障なく利用でき、かつ分かりやすいホームページづくりに努めます。

- ・ 知事定例記者会見の動画配信において、手話通訳の実施や字幕の挿入などにより、聴覚障がい者を含む多くの人が情報を取得できる環境整備に取り組みます。

(2) 障がい者に配慮した広報媒体作成の普及啓発

- ・ 障がい者を含む全ての人の情報の取得・利用のしやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組みます。
- ・ ホームページ等の情報取得・利用のしやすさについては、ホームページ作成事業者、各行政機関、公共施設等に周知・徹底するなど、障がい者に配慮したホームページ等の広報媒体作成の普及啓発に努めます。
- ・ 宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、複数の手段によるわかりやすい情報の提供など、障がい者や高齢者に配慮した取組に努めます。

(3) 障害福祉サービス事業所等の情報公表

- ・ 障害福祉サービス事業所等に対して、基本情報（所在地、従業員数、営業時間、事業内容等）及び運営情報（関係機関との連携、苦情対応の状況、安全管理等の取組等）などの報告を求め、報告された内容をインターネット等で公表する取組を行うことにより、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる環境整備に取り組みます。

(4) 障がい者へのICT利用促進

- ・ 障がい者がICTを使用する際に必要となる周辺機器、ソフト、点字ディスプレイ等の給付制度の周知を通じ、障がい者のICT利用を促進するとともに、ICTの操作等を学ぶことのできる機会の創出や、障がい者のICT機器の利活用等を支援する人材の育成に努めます。

3 情報提供の充実

【現状と課題】

- ・ 点字を未習得の中途失明者及び手話を未習得の中途失聴者など、意思疎通支援が困難な方への対応の充実が求められています。
- ・ 障がい者が安心して外出できるように、県内施設のバリアフリー情報を掲載したホームページ「みやざき[アクセシビリティ](#)情報マップ」を、広く県民に公開しています。
今後、県民の方々に広く利用していただくために、新たな施設の情報など、様々なバリアフリー情報を掲載し、情報の充実に努める必要があります。
- ・ 障がい者の社会参加を促進する、観光地に関する情報の提供に当たっても、障がい者に配慮することが重要です。

【施策の方向性】

(1) 視覚障がい者に対する情報提供

- ・ 県立視覚障害者センターにおいて、利用者の意向を踏まえ、情報の提供の支援をする点訳・音訳ボランティアの活用を推進するとともに、中途失明者への対応として、録音図書の製作・貸出しなどの音訳情報の提供を引き続き実施します。
- ・ カセットテープに録音された図書のデジタル化（デジター等）にも順次対応していきます。

(2) 聴覚障がい者に対する情報提供

- ・ 県立聴覚障害者センターにおいて、[啓発事業の企画運営](#)や[聴覚障がい者等に対する手話講習](#)、相談等の充実を図るとともに、中途失聴者を含めた対応として、字幕（手話）付き映像[ライブラリー](#)の[制作](#)・貸出しや自主番組制作及び相談などの取組の充実を図ります。

(3) バリアフリー施設等の情報の提供

- ・ 「みやざき[アクセシビリティ](#)情報マップ」ホームページについては、情報取得のしやすさの向上及びバリアフリー情報の追加・更新など、[更なる](#)内容等の充実を図ります。

第7節 生活・環境

1 人にやさしい福祉のまちづくり

(1) 思いやりのある心づくり

【現状と課題】

- ・ 本県では、「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づき、全ての人々が一人の人間として尊重され、住み慣れた地域で安心して快適に生活を営むとともに、自らの意思で行動し、参加することができる社会を実現するために、「思いやりのある心づくり」や「バリアフリーの施設づくり」を施策の柱に、各種事業に取り組んでいます。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、「これまでに障がいがあることで不当な扱いを受けたり、いやな思いをしたこと」の有無についての質問では、「ある」との回答が20.5%（前回調査：平成30年度33.4%）となっています。また、県民の障がい者への理解と認識についての質問では、「以前よりは深まったがまだ不十分」及び「深まっていない」との回答が、37.8%（前回調査：平成30年度54.3%）となっており、障がい者への差別の解消や県民の理解の促進を着実に進めています。
- ・ 平成24年2月には、障がい者等用駐車場利用証制度、いわゆる「おもいやり駐車場制度」を創設し、全国の同制度導入府県・市と相互利用協定を締結しています。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、「おもいやり駐車場制度」の利用のしやすさとして、「利用しやすい」との回答が34.7%で最も高い一方で、「マナー違反が増えた」との回答が15.5%となっています。

【施策の方向性】

- ・ 人にやさしい福祉のまちづくり条例及び宮崎県人権尊重の社会づくり条例に基づき、障がい者が基本的人権を享有するかけがえのない個人として、身近な地域でともに生活できるよう、障がいを理由とする差別の解消を含めた県民の理解、認識及び関心を深め、誰もが障がい者等に自然に手助けすることのできる「思いやりのある心づくり」を一層推進します。

- ・ 「人にやさしい福祉のまちづくり」に関する功労者・団体を表彰することなどを通じて、県民と協働しながら一部地域の活動が県民レベルでの活動へと拡大するよう、人にやさしい福祉のまちづくりを推進します。
- ・ 障がい者が利用する障がい者等用駐車場、視覚障がい者誘導用ブロック、身体障がい者補助犬等に対する理解を促進するとともに、その円滑な利活用に必要となる合理的配慮等について周知を図ります。
- ・ 「おもいやり駐車場制度」について、県民・事業者等に引き続き普及啓発を行うとともに、障がい者等用駐車場の不適正利用の防止を目指して、特に自動車を運転する県民への啓発のため、県の広報媒体の活用やイベントでの周知など継続して実施します。
- ・ 宮崎県ユニバーサルデザイン推進指針に基づき、子どもたちが障がい者等とふれ合える場づくりを推進するとともに、世界中から訪れる様々な人々の受入れ（おもてなし）環境の整備に当たっては、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、その普及啓発を図ります。

(2) バリアフリーの施設づくり

【現状と課題】

- ・ 「人にやさしい福祉のまちづくり条例」に基づく施設整備については、平成19年4月に新築等に係る届出義務の対象施設を拡充し、平成24年1月には「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」といいます。）にあわせて、特定公共的施設の整備基準への適合を義務付けるとともに、適合証交付数の増加のために交付に係る手続の簡略化しています。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、外出の際に困っていることとして、「道路に段差が多い」、「建物内の出入口や通路に段差がある」、「身体障がい者用トイレがない（少ない）」との回答も多く、障がい当事者等の意見を踏まえた「バリアフリーの施設づくり」が引き続き求められています。
- ・ 障害者差別解消法が制定されたことに伴い、施設整備においても障がい者が円滑に公共的施設等を利用できるよう合理的配慮が求められています。

- ・ 道路等については、移動時の身体の負担を軽減するとともに、移動の利便性や安全性の向上を図り、障がい者等が自立した日常生活や社会生活を送れる環境を整備することが急務となっています。
- ・ 主要な旅客施設を中心とした地域の道路等のバリアフリー整備は、一定の水準に達してきましたが、それ以外の地域において、整備の必要な箇所が数多く残されています。
- ・ 公園等については、段差の解消や障がい者に配慮したトイレ、駐車スペースを設置するなど、障がい者など様々な人が安心して利用でき、かつ、その活動範囲を拡大するために、バリアフリー化をより一層推進していく必要があります。
- ・ 公共交通機関の旅客施設や車両等については、駅へのエレベーターの設置やノンステップバスの導入など、交通事業者によるバリアフリー化の取組が行われていますが、障がい者の社会参加の進展を踏まえ、バリアフリー化をより一層推進していく必要があります。
- ・ 住宅は生活の重要な基盤であり、障がい者を含む全ての人々が、生涯を通じて安全で快適に生活できることが必要です。そのためには、良質な住宅の整備を図るとともに、障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じ、日常生活に適した規模・設備を有する住宅を確保する必要があります。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、行政に要望する取組として、「住宅改造に対する助成制度の充実」を選択している割合は、身体障がい者のうち 13.9%、難病患者のうち 11.8%、重症心身障がい児・者 4.4% となっています。

【施策の方向性】

① 公共的施設の整備等

- ・ 人にやさしい福祉のまちづくり条例及びバリアフリー法の普及啓発を進めるとともに、引き続き条例の基準に適合する施設等の整備促進を図ります。

- ・ 障害者差別解消法が求める必要な環境整備を実現するため、バリアフリー法の令和2年5月の改正（以下「改正バリアフリー法」といいます。）も踏まえた上で、公共的施設を有する民間事業者等に改正バリアフリー法の普及啓発を行うとともに、窓口業務を行う県有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進します。

さらに、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」の設計者等への周知を通じ、店舗（小規模店舗を含む）やホテル、共同住宅等の建築物のバリアフリー化を促進します。

- ・ 「おもいやり駐車場制度」について、更に普及啓発を行うとともに、協力施設・協力区画の増加を目指して、公共的施設の管理者等に継続的に働きかけを行います。
- ・ 公共的施設の案内表示等については、知的障がい者等の意思疎通支援に資するため、誰にでも理解しやすい絵文字（ピクトグラム）の使用を推進します。（再掲）

② 道路等の整備

- ・ 障がい者を含め、利用者の多い道路においては、安全に、安心して移動できる歩行空間を確保するため、道路の新設や拡幅等の際には、車いす等が容易にすれ違うことができる歩道を整備するとともに、横断部、切り下げ部の緩勾配化や視覚障がい者にも配慮した適切な段差、視覚障がい者誘導用ブロックの設置など、移動等円滑化基準に適合した歩道の整備を推進します。

踏切道における「表面に凹凸のついた誘導表示等」の設置の在り方等について検討します。

特定道路や障がい者等の利用がある踏切道において、路面の平滑化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を検討します。また、全方位型警報装置、非常押ボタンの整備、障害物検知装置の高規格化を推進します。

- ・ 改正バリアフリー法に基づき市町村が定める重点整備地区内の旅客施設周辺等の主要な生活関連経路において、公共交通機関等のバリアフリー化と連携しつつ、幅の広い歩道の整備や歩道の段差・傾斜・勾配の改善、無電柱化、視覚障がい者誘導用ブロックの整備等を推進します。また、重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路において、音響により信号表示の状況を知らせる音響式信号機、歩行者等と車両が通行する時間を分離する歩車分離式信号、歩行者青時間の延長を行うP I C S（歩行者等支援情報通信システム）等のバリアフリー対応型信号機、見やすく分かりやすい道路標識等の整備を推進します。
- ・ 障がい者が安全に安心して自動車を運転できるよう、信号灯器のL E D化、道路標識の高輝度化を推進します。
- ・ 全ての人が安全に安心して道路を通行できるよう、生活道路等において、警察と道路管理者が緊密に連携し、最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定し、人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図るとともに、速度抑制や通過車両の抑制対策を推進します。
- ・ 信号機の視覚障がい者用付加装置等の設置場所について、関係機関や団体から意見を聴取するなどして、必要性の高い場所への整備に取り組みます。
- ・ 歩行に困難がある方などに交付している、駐車禁止除外指定車標章について適正利用の普及啓発を図ります。

③ 公園等の整備

- ・ 障がい者の活動範囲を広げ、社会参加を促進するため、県が設置する都市公園や県が管理する自然公園施設において、出入口や園路の段差解消、障がい者や高齢者等が安全に利用できるトイレの設置など、バリアフリー化をより一層推進します。

- ・ 市町村が設置する都市公園の整備に当たっては、段差解消や障がい者用トイレの設置等を進めるバリアフリー支援補助事業の活用促進に努めます。

④ 移動しやすい環境の整備

- ・ 障がい者や高齢者が移動しやすい環境を整備するため、交通事業者や市町村と連携して、駅の段差解消やノンステップバスの導入などのバリアフリー化を推進するとともに、公共交通機関の乗り継ぎの円滑化を図ります。

⑤ 障がい者に配慮した住環境の整備

- ・ 県営住宅においては、室内の段差解消や浴室・トイレへの手摺設置などのバリアフリー化を推進するとともに、入居者選考時における障がい者への抽選倍率の優遇措置を行います。
- ・ 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づき、賃貸人、障がい者双方に対する情報提供や相談体制の構築を行うとともに、セーフティネット住宅（住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅）の活用等により、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進します。
- ・ 障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。
- ・ 県及び市町村の住宅リフォーム相談窓口における既存住宅のバリアフリー化に関する相談支援の実施及びホームページ「みやざき住まいの安心情報バンク（愛称ゆとりネット）」による情報提供をより一層推進します。

2 宿泊施設等のアクセシビリティ向上

【現状と課題】

- ・ 令和9年に本県で開催する全国障害者スポーツ大会により、多くの障がいのある方の来県が見込まれるため、障がいの有無に関わらず、全ての人が利用しやすい施設やサービスの提供が求められます。

【施策の方向性】

(1) アクセシビリティへの理解向上

- ・ アクセシビリティへの理解向上のため、宿泊施設等へのおもてなしや配慮の方法についての普及啓発の取組を実施します。

(2) ハード、ソフト両面のアクセシビリティの推進

- ・ 障がいの有無に関わらず、利用しやすい施設等のハード面における環境整備に加え、交流、協働の取組による「心のバリアフリー」を始め、ソフト面におけるアクセシビリティの向上に資する取組を実施します。

3 防災・防犯対策等の充実

(1) 防災対策

【現状と課題】

- ・ 平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、多くの障がい者が被災し、防災対策における障がい者や高齢者、乳幼児等の「要配慮者」に対する措置の重要性が一層高まったところです。
- ・ また、自ら避難することが難しく、避難するための特段の支援を要する「避難行動要支援者」の避難等を円滑に行うためには、それぞれの障がいの特性に配慮した避難支援が必要であり、個別避難計画等の策定などその支援体制を更に具体化することが求められます。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、防災対策への不安として、「冷暖房やトイレなど避難所の生活環境」の割合（34.2%）が最も高く、次に「食料や生活用品の備え」（33.2%）、「避難場所・避難所に行くまでの道筋や方法」（32.5%）が続いています。
- ・ 障がいのある避難行動要支援者の避難支援を円滑に行うためには、支援者となる地域住民、自主防災組織等を牽引するような人材が必要であり、本県においては、防災士の養成に取り組んでいますが、避難行動要支援者に対する支援のための対応力の更なる強化が必要です。
- ・ 近年、自然災害や犯罪被害、事故等において「心のケア」の必要性が強く認識されています。障がい者に限らず、被災者は、避難所での生活や日常生活の困難、後片づけや今後の生活の心配のために、心身ともに疲れやすいことから、被災者に対する精神保健対策が必要です。

【施策の方向性】

- ① 障がいのある避難行動要支援者等に係る支援対策の充実
 - ・ 障がいのある避難行動要支援者の避難等を円滑に行うため、市町村による避難行動要支援者名簿情報の避難支援等関係者への事前提供を進めるとともに、障がいの特性に配慮した避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを個々に決めておくことが重要であることから、その取組を促進します。

- ・ 「障がい者・高齢者のための防災マニュアル」の活用等により、障がい者やその支援者、個別避難計画を策定する市町村等に対して、災害に備えた事前の準備や実際に災害が起こった場合の対応等についての啓発に向けた取組を実施します。
- ・ 市町村や県防災士ネットワークとの連携・協力の下、障がいのある避難行動要支援者に対応した地域防災力の強化や障がい者施設職員等を対象にした防災士の養成を推進します。
- ・ 避難所、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、福祉避難所等において、障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援と合理的配慮を受けることができるよう、市町村における必要な体制の整備を支援します。
- ・ 防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地区防災計画等の作成、自主防災組織や障がい者、福祉関係者等の多様な主体が参加する防災訓練等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。
- ・ 災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障害者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。
- ・ 障害福祉サービス事業所等に対し、障がいの特性に応じた避難の確保、県・市町村が実施する防災対策への協力を要請します。
- ・ 障がい者が避難誘導や避難生活の場面において、障がいの特性や障がい者の生活実態等に応じた支援が必要なことについて、地域住民への理解・啓発に努めます。
- ・ 人工呼吸器使用患者等が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、市町村と連携し、簡易自家発電装置の助成等に取り組み、災害時においても患者の生命を維持できる体制の整備を図ります。

② 障がい者の円滑な通報を可能とする環境の整備促進

- ・ 火災や救急事案の発生時に聴覚・言語機能障がい者がいつでもどこからでも円滑な緊急通報を行えるよう、県内の消防局・消防本部におけるスマートフォン等を活用した音声によらない緊急通報システム（Net 119緊急通報システム）の導入について、関係市等と連携の上、早期導入に向けた取組への働きかけを行います。

③ 被災者に対する精神保健対策

- ・ 精神保健福祉センターにおいて、医師、保健師、看護師等の医療職に対して、精神保健上の専門的な対応技術及び相談支援技術の習得・向上等を目的とした研修を実施し、人材育成を図ります。

(2) 防犯対策

【現状と課題】

- ・ 現下の犯罪情勢は、官民一体となった犯罪抑止対策を推進した結果、刑法犯の認知件数が10年前と比較して半数以下になるなど、治安は改善しつつあります。

しかしその一方で、子どもや女性が被害者となる事件や高齢者を狙った特殊詐欺の被害が後を絶たない状況にあり、治安に対する県民の不安を払拭するには至っていません。

このような情勢の下、犯罪の発生を引き続き抑止し、安全安心を実感できる社会を実現していくためには、地域住民や事業者、防犯ボランティア団体等の自主防犯活動を促進することにより、犯罪予防機能の強化を図るなど、社会を挙げて安心感を醸成していく取組を定着させることが必要であり、特に、障がい者が被害に遭わないためには、関係機関相互の連携と発生状況や防犯対策等をタイムリーに提供するネットワークの活用、整備が必要不可欠です。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者が犯罪被害に遭うことなく、安全で安心して暮らすことのできる社会を実現するため、関係機関・団体等との既存の防犯ネットワークを活用するとともに、新たな防犯ネットワークを整備し、これを通じてきめ細かな地域安全情報の提供に努めます。

また、自治体、警察、関係機関・団体等が連携した防犯教室や防犯訓練、NPO・ボランティア団体等による自主防犯パトロール活動の促進を図ります。

- ・ 聴覚障がい者等の音声による110番通報が困難な方が、スマートフォン等を利用して、文字等で警察に通報できる「110番アプリシステム」や「FAX110番」、電話リレーサービスを利用した手話による110番通報を受け付けるなど、障がい者からの緊急通報に対して迅速・的確な対応を図ります。

(3) 消費者トラブルの防止及び解決支援

【現状と課題】

- ・ 県では、消費者と事業者の間で生じた消費者トラブル等様々な消費生活相談に対し、助言やあっせんを行うことにより解決の支援を図っています。県消費生活センターへ寄せられる相談内容は、サービスの多様化、情報通信社会・高齢化の進展等により、年々複雑・多様化しています。
- ・ 消費者の自立支援のため、出前講座やセミナー等消費者に学習の機会を提供し、商品・サービス等についての基本的な知識の習得や問題意識の高揚を図っています。
- ・ 障がい者を含め、消費者は、商品情報や契約の知識、交渉力において、事業者と比べて力の差があり、そうした消費者の弱みにつけ込んだトラブルもみられることから、今後も相談に対する適切かつ迅速な対応とともに、啓発の充実・強化を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 県消費生活センターの相談体制の充実及び市町村相談窓口への支援等により県全体での消費者被害の未然防止と解決支援を図っていきます。特に、犯罪的な被害も見られることから、警察等関係機関と連携し、障がい者を含め消費者の安全で安心な消費生活の確保を図ります。
- ・ 県民を対象とした出前講座やセミナーの開催等により、引き続き消費者への啓発に努めることとし、障がい者を支援する民生委員やホームヘルパー等への啓発にも取り組みます。
- ・ 相談、啓発に当たっては、障がい者団体やその他福祉関係団体等とも十分連携し、障がい者への適切な相談対応や情報提供等に努めます。

第8節 福祉を支える人づくり

1 専門職種の養成・確保

【現状と課題】

- ・ 障がい者が身近な地域でともに生活するためには、障がいの多様化、障がいの重度・重複化の進行も踏まえ、障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じたきめ細かな支援が必要となっており、多様なニーズに適切に対応できる質の高い福祉・保健・介護・医療従事者等の養成と確保が課題となってきています。
- ・ 高齢化の進展に伴い、急性期から回復期、維持期までの多様なリハビリテーションニーズが高まってきており、それに対応できる資質の高い理学療法士・作業療法士等の養成・確保が必要となっています。
- ・ 重症心身障がい者等が地域社会でともに生きるためには、訪問看護等の在宅におけるサービスの充実が求められています。
- ・ 県内には看護師養成所は15校、准看護師養成所は4校あります。四年制大学は2校あり、助産師（別科）、保健師（選択）の養成も行っています。また、大学院2校でも保健師、助産師の養成を行っています。
- ・ 高度化する医療技術や多様化する看護ニーズに対応できるよう、今後とも看護師・准看護師・保健師・助産師の確保と資質向上に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

(1) 障がい福祉事業等に従事する職員等の養成・確保

- ・ 障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じたサービスを提供できる体制を整えるため、ホームヘルパー、点訳奉仕員、朗読奉仕員、手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、社会福祉士、介護福祉士等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。

- ・ 障がい者の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けケアマネジメントによりきめ細かな支援を行うため、相談支援専門員、主任相談支援専門員、サービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の人材の育成を図ります。
- ・ 自傷・他害などの不適応行動が多く見られる強度行動障がい者を有する人への支援方法に関する研修の実施や、喀痰吸引等に従事する介護職員等の研修を通じて、障がい特性に配慮した適切な支援を提供できる施設職員等の育成を図ります。
- ・ 障がい者が公共的施設等を気軽に利用できるように、各施設に対し、手話を始めとした意思疎通支援など、各種研修の積極的な受講の呼びかけを行います。

(2) 理学療法士、作業療法士等の専門職員の確保

- ・ リハビリテーション体制の整備充実のため、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、義肢装具士、言語聴覚士、**公認心理師**等の医学的リハビリテーション等に従事する者の確保及び資質の向上について、大学等の養成機関や関係団体との連携強化を図ります。
- ・ 肢体不自由児が身近な地域で日々のリハビリテーションが受けられるよう民間病院等の理学療法士や作業療法士等の訓練士に対する研修を継続して実施します。（再掲）

(3) 看護職員の養成・確保

- ・ 看護師・准看護師等の養成と確保に努めるとともに、訪問看護に**特化した**研修を実施し、様々な場面や対象者に対応できる看護職員の資質向上を図ります。
- ・ 宮崎県ナースセンターにおいて求人・求職相談を実施し、公共職業安定所（ハローワーク）等の関係機関と連携して、未就労の看護師・准看護師等の**再就職促進**を図ります。

2 NPO・ボランティア活動の推進

【現状と課題】

- ・ 障がい者を取り巻く複雑・多様化する地域課題に対し、NPO・ボランティア等が様々な分野で地域に密着したサービスや活動を展開しており、障がい者の日常生活や社会活動への参加において大きな役割を果たしています。
- ・ 障がい者アンケート調査結果では、生活で困っていることとして、「将来の生活に不安がある」の割合（32.9%）が最も高く、次に「外出（買い物、通院など）」（32.1%）、「家事（料理、掃除、洗濯など）」（24.4%）となっており、これらの不安や困りごとに対応できるNPO・ボランティア等を育成・支援する必要があります。また、そうした障がい者への生活支援活動が広がることにより、障がいに対する理解が深まり、障がいを理由とする差別の解消につながることも期待できます。
- ・ 県内で認証されているNPO法人数は、令和5年3月31日現在、438法人となっており、そのうちの314法人（71.7%）が保健・医療又は福祉の増進を図る活動を活動分野としています。
- ・ 各市町村のボランティアセンターに登録されているボランティア団体数は、令和5年6月1日現在、1,815団体となっており、そのうちの157団体（8.7%）が障がい者福祉を活動分野としています。
- ・ 近年、全国各地において大規模災害が発生しており、被災者支援において多くのNPO・ボランティア等が活躍しています。災害時はもとより平時から、NPO・ボランティア活動への参加のきっかけづくりや環境づくりを行うことによって、県民のNPO・ボランティア活動への参加促進を図る必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 障がい者を取り巻く複雑・多様化する地域課題に的確に対応するため、NPO・ボランティア団体等の活動や、多様な主体による地域課題解決のための支援体制の環境づくりを進めます。

- ・ みやざきNPO・協働支援センターや宮崎県ボランティアセンターにおけるNPO、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実を図り、障がい者を含めた県民の参加意欲の向上に努めます。
- ・ 宮崎県ボランティアセンターと連携し、ボランティア活動についての効果的な啓発・広報や、ボランティア活動を体験する機会の提供等に取り組みます。
- ・ ボランティア活動や協働による地域課題解決のための取組の意義や必要性について県民の関心を高めるとともに、より一層の活動の促進を図るため、社会貢献活動に取り組む個人、団体、NPO、企業、行政、その他団体等により行われる協働の取組に対して表彰を行います。
- ・ 障がいのある人もない人も互いに支え合える地域社会を目指し、障がい者等の生活支援を必要とする人の視点に立った、NPO・ボランティア活動の推進を図ります。

第9節 行政サービス等における配慮

1 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

【現状と課題】

- ・ 障害者差別解消法及び障がいのある人もない人も共に暮らしやすい宮崎県づくり条例に基づき、行政機関の職員等における合理的配慮の提供の正しい理解と適切な実施が必要です。また、障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮を受けることができるよう、行政機関の職員等における障がい者理解の促進に努める必要もあります。
- ・ 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等に当たっては、ICT等の利活用などアクセシビリティに配慮した情報提供を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 各行政機関等における事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を着実に進めます。
- ・ 障害者差別解消法に基づき国が定める「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」や「国等職員対象要領」を踏まえ、障がいを理由とする差別の禁止及び合理的配慮の提供に関して職員が適切に対応することができるよう、平成30年4月に「宮崎県職員対応要領」を作成し、職員への周知を行いました。今後も職員に対し、障がい及び障がい者への理解を深めるため「宮崎県職員対応要領」等の周知徹底に向けた取組を引き続き実施します。
- ・ 障害者差別解消法が求める必要な環境整備を実現するため、改正バリアフリー法も踏まえた上で、公共的施設を有する民間事業者等に改正バリアフリー法の普及啓発を行うとともに、窓口業務を行う県有施設について、バリアフリーの施設整備をより一層推進します。（再掲）

2 選挙等における配慮等

【現状と課題】

- ・ 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、選挙等において必要な環境整備や障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 政見放送への手話通訳・字幕の付与、点字版、CDや音声コード等による音声版、拡大文字版又はインターネットを通じた候補者情報の提供等、ICTの進展等も踏まえながら、障がいの特性及び障がい者の生活実態等に応じた情報提供の充実を図ります。
- ・ 移動に困難を抱える障がい者に配慮した投票所のバリアフリー化、障がい者の利用に配慮した投票設備の設置等の投票所における投票環境の向上に向けた取組や代理投票の適切な実施等、障がい者が障がいの特性に応じて自らの意思に基づき円滑に投票するための市町村の取組を支援します。また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として、投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。
- ・ 指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の適切な実施の促進に向けた市町村との協力や市町村への支援等により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がい者の投票機会の確保を図ります。
- ・ 障がいのある個々のこどもに応じた主権者教育の取組の実施に向け、学校等と連携して主権者教育の充実を図ります。

3 司法手続等における配慮等

【現状と課題】

- ・ 障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続等において必要な環境の整備や障がいの特性に応じた合理的配慮の提供を行う必要があります。

【施策の方向性】

- ・ 被疑者、被告人あるいは被害者、参考人となった障がい者が、その権利を円滑に行使することができるよう、手話通訳の利用を含め、刑事事件における手続の運用において、障がい者の意思疎通等に関して適切な配慮を行います。あわせて、これらの手続に携わる職員に対して、引き続き、障がいや障がい者に対する理解を深めるため必要な研修等を行います。
- ・ 知的障がい、発達障がい、精神障がい等によりコミュニケーションに困難を抱える被疑者等に対する取調べの録音・録画や心理・福祉関係者の助言等の取組・試行を継続して行います。
- ・ 矯正施設に入所する障がい者等の円滑な社会復帰を促進するため、地域生活定着支援センター、保護観察所等の関係機関等の連携の下、矯正施設に入所する障がい者等が出所等後に必要な福祉サービスを受けるための支援を行います。
- ・ 障がい者が、民事事件、家事事件等の法的紛争の当事者その他の関係人となった場合において、その障がいの特性に応じた意思疎通等の手段を確保するべく、宮崎県弁護士会や法テラス等と連携の下、障がい者に対する配慮・支援の充実を図るとともに、これらの手続に携わる職員等に対して、障がいや障がい者に対する理解を深めるため必要な取組を行います。

[別表]

○第5次宮崎県障がい者計画に係る成果目標

項番	事 項	現 状	目 標
1 啓発・広報			
①	県民の障がい者への理解と認識 「以前よりは深まったがまだ不十分」、 「深まっていない」の合計	<u>37.8%</u> (<u>2023</u> 年度)	30%以下 (<u>2028</u> 年度)
2 生活支援			
②	<u>基幹相談支援センターを設置する</u> <u>市町村数</u> ※1	<u>16箇所</u> (<u>2022</u> 年度)	<u>全市町村</u> (<u>2026</u> 年度)
③	訪問系サービスの一月 <u>当たり</u> 利用時間数 ※1	<u>60,343</u> 時間分 (<u>2022</u> 年度)	<u>87,857</u> 時間分 (<u>2026</u> 年度)
④	日中活動系サービスの一月 <u>当たり</u> サービス提供量 ※1	<u>167,918</u> 人日分 (<u>2022</u> 年度)	<u>189,332</u> 人日分 (<u>2026</u> 年度)
⑤	短期入所事業（ショートステイ）の一 月 <u>当たり</u> サービス提供量 ※1	<u>3,981</u> 人日分 (<u>2022</u> 年度)	<u>6,441</u> 人日分 (<u>2026</u> 年度)
⑥	グループホームの一月 <u>当たり</u> サービス提供量 ※1	<u>1,569</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>1,861</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
⑦	指定障害者支援施設の一月 <u>当たり</u> 必要入所定員総数 ※1	<u>1,698</u> 人分 (<u>2022</u> 年度)	<u>1,522</u> 人分 (<u>2026</u> 年度)
⑧	地域生活支援拠点等の <u>設置市町村数</u> ※1	14箇所 (2022年度)	<u>全市町村</u> (2026年度)

項番	事 項	現 状	目 標
3 教育・育成			
⑨	小学校の <u>通常の学級</u> における 個別の教育支援計画の作成率 ※ <u>通常の学級で、作成を必要とする児童</u> がいる学校の年度内作成予定を含む	<u>92.5%</u> (<u>2022</u> 年度)	100% (<u>2026</u> 年度)
⑩	中学校の <u>通常の学級</u> における 個別の教育支援計画の作成率 ※ <u>通常の学級で、作成を必要とする生徒</u> がいる学校の年度内作成予定を含む	<u>89.1%</u> (<u>2022</u> 年度)	100% (<u>2026</u> 年度)
⑪	高等学校の <u>通常の学級</u> における 個別の教育支援計画の作成率 ※ <u>通常の学級で、作成を必要とする生徒</u> がいる学校の年度内作成予定を含む	<u>47.1%</u> (<u>2022</u> 年度)	100.0% (<u>2026</u> 年度)
⑫	特別支援学校高等部卒業生の 一般就労率	<u>23.2%</u> (<u>2022</u> 年度)	31.0% (<u>2026</u> 年度)
⑬	保育士等キャリアアップ研修のうち、 障がい児保育に関する研修の <u>修了</u> 者数	<u>1,885</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>3,300</u> 人 (<u>2028</u> 年度)
4 保健・医療			
⑭	障がい児者協力歯科医師の人数	<u>87</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>100</u> 人 (<u>2029</u> 年度)
⑮	精神障がい者の 入院後3か月時点の退院率 ※1	<u>57.1%</u> (<u>2019</u> 年度)	<u>68.9%</u> (<u>2026</u> 年度)
⑯	精神障がい者の 入院後6か月時点の退院率 ※1	<u>74.3%</u> (<u>2019</u> 年度)	<u>84.5%</u> (<u>2026</u> 年度)
⑰	精神障がい者の 入院後1年時点の退院率 ※1	<u>82.8%</u> (<u>2019</u> 年度)	<u>91.0%</u> (<u>2026</u> 年度)

項番	事 項	現 状	目 標
⑱	精神障がい者の 1年以上の長期入院患者数の減少 (入院患者数) ※1 (ただし、病院所在地別で計上)	65歳未満 <u>799</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	65歳未満 <u>625</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
		65歳以上 <u>2,622</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	65歳以上 <u>1,664</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
5 雇用・就業、経済的自立の支援			
⑲	就労移行支援事業の 一月 <u>当</u> たりサービス提供量 ※1	<u>7,385</u> 人日分 (<u>2022</u> 年度)	<u>11,021</u> 人日分 (<u>2026</u> 年度)
⑳	就労継続支援(A型)事業の 一月 <u>当</u> たりサービス提供量 ※1	<u>18,835</u> 人日分 (<u>2022</u> 年度)	<u>25,086</u> 人日分 (<u>2026</u> 年度)
㉑	就労継続支援(B型)事業の 一月 <u>当</u> たりサービス提供量 ※1	<u>57,026</u> 人日分 (<u>2022</u> 年度)	<u>76,140</u> 人日分 (<u>2026</u> 年度)
㉒	工賃向上対象施設の 一人 <u>当</u> たり平均工賃(月額) ※2	<u>20,459</u> 円 (<u>2022</u> 年度)	<u>21,800</u> 円以上 (<u>2023</u> 年度)
6 情報・コミュニケーション			
㉓	手話通訳者・要約筆記者 養成研修修了者数 ※1	<u>81</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>135</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
㉔	点訳・朗読奉仕員 養成研修修了者数 ※1	<u>32</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>33</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
㉕	盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者数 ※1	<u>8</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>13</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
㉖	<u>失語症者向け意思疎通支援者</u> <u>養成研修修了者数</u> ※1	<u>11</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>12</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
㉗	<u>手話通訳者・要約筆記者派遣事業の</u> <u>実利用件数</u> ※1	<u>9</u> 件 (<u>2022</u> 年度)	<u>10</u> 件 (<u>2026</u> 年度)

項番	事 項	現 状	目 標
⑳	盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の 実利用件数 ※ 1	<u>34</u> 件 (<u>2022</u> 年度)	<u>74</u> 件 (<u>2026</u> 年度)
7 生活・環境			
㉑	おもいやり駐車場制度協力施設数	<u>1,196</u> 施設 (<u>2022</u> 年度)	1,800施設 (<u>2028</u> 年度)
㉒	路線バスのノンステップバス導入率 ※ 県内主要バス会社のみ	<u>42.6</u> % (<u>2022</u> 年度)	<u>50.0</u> % (<u>2026</u> 年度)
㉓	高齢者（65歳以上の者）の居住する 住宅の一定のバリアフリー化率 ◎ 2箇所以上の手すり設置又は屋内の段 差解消に該当	<u>40.8</u> % (<u>2022</u> 年度)	60% (<u>2030</u> 年度)
㉔	公営住宅のバリアフリー化率 ◎ 公営住宅のうち、次の全てを満たす住 戸の割合 ① 屋内に段差がないこと ② 手すりが浴室及びトイレに設置して あること ③ 廊下幅が78cm以上（出入口幅75cm 以上）確保されていること	<u>30.0</u> % (<u>2022</u> 年度)	35% (<u>2030</u> 年度)
8 福祉を支える人づくり			
㉕	手話通訳者・要約筆記者 養成研修修了者数（再掲） ※ 1	<u>81</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>135</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
㉖	点訳・朗読奉仕員 養成研修修了者数（再掲） ※ 1	<u>32</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>33</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
㉗	盲ろう者向け通訳・介助員 養成研修修了者数（再掲） ※ 1	<u>8</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>13</u> 人 (<u>2026</u> 年度)
㉘	<u>失語症者向け意思疎通支援者 養成研修修了者数（再掲）</u> ※ 1	<u>11</u> 人 (<u>2022</u> 年度)	<u>12</u> 人 (<u>2026</u> 年度)

項番	事 項	現 状	目 標
9 行政サービス等における配慮			
③⑦	「障がいがあることにより不当な扱いや不快感を受けたことがある」と回答した人の割合	<u>20.5%</u> (<u>2023</u> 年度)	<u>10%</u> 以下 (<u>2028</u> 年度)

※1 第7期宮崎県障がい福祉計画（令和6年3月策定予定）の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。

※2 宮崎県障がい者工賃向上計画（令和3年7月策定）の目標を記載しており、当該計画を改定した際には、改定後の数値を本計画の目標とします。